
平成28年 第3回 占冠村議会定例会会議録

自 平成28年 9月13日

至 平成28年 9月14日

占冠村議会

平成28年第3回占冠村議会定例会会議録(第1号) 平成28年9月13日(火曜日)

〇議事日程

	Ė			
				議長開会宣言(午前10時)
				所管事項に関する委員会報告(議会運営委員会)
日程第	1			会議録署名議員の指名について(4番・5番)
日程第	2			会期決定について
				議長諸般報告
				総務産業常任委員長報告
				村長行政報告
日程第	3	報告第	1号	平成27年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第	4	報告第	2号	平成27年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第	5	承認第	1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第	6	承認第	2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第	7	承認第	3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第	8	承認第	4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第	9			一般質問
日程第	10	議案第	1号	訴えの提起について
日程第	11	議案第	2号	訴えの提起について
日程第	12	議案第	3号	占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することに
				ついて
日程第	13	議案第	4号	占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定すること
				について
日程第	14	議案第	5号	占冠ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
				を制定することについて
日程第	15	議案第	6号	平成28年度占冠村一般会計補正予算(第4号)
日程第	16	議案第	7号	平成 28 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1
				号)
日程第	17	議案第	8号	平成 28 年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
日程第	18	議案第	9号	平成 28 年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算(第1
				号)
日程第	19	議案第	10号	平成28年度占冠村介護保険特別会計補正予算(第1号)

〇出席議員(8人)

 議長
 8番 相 川 繁 治 君 副議長
 1番 工 藤 國 忠 君

 2番 木 村 一 俊 君
 3番 大 谷 元 江 君

 4番 長谷川 耿 聰 君
 5番 山 本 敬 介 君

 6番 五十嵐 正 雄 君
 7番 佐 野 一 紀 君

堤

多田

野 村

小 林

平川

野 原

後藤

上 島

橘

岡崎

阿部

員 山本敬介

松永真

石 坂 勝

鈴木智

敏 満

淳

直

昌

満

義

早 苗

佳 則

至

貴 裕

大 樹

史

広

弘

彦

和

里

美

宏

口

〇欠席議員(0人)

〇出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長 中村 博 副 村 長 숲 計 管 総 務 課 長 理 者 小 尾 雅 彦 英 敬 企画商工課長 松 永 地域振興対策室長 伊 保 健 福祉課長 藤 俊幸 産業建設課長 林業 振興 室 長 今 野 良彦 トマム支所長 総務 担当主幹 純 財務担当係長 蠣崎 企 画 担当係長 佐々木 商工観光担当主幹 智 猛 戸籍担当係長 竹 内 清 孝 国保医療担当主幹 社会福祉担当主幹 桑 保健予防担当主幹 高 浩 介護担当主幹 木 村 恭 美 土木下水道担当主幹 建築担当主幹 峨 典 子 建築担当係長 嵯 環境衛生担当主幹 林業振興室主幹 平岡 卓 (教育委員会)

教 育 長 藤 本 武学校教育担当主幹 小 瀬 敏 広(農業委員会)

事務局長小林昌弘(選挙管理委員会)

書 記 長 多 田 淳 史 (監査委員)

監 尾心 委 査 委 員 鷲 英 監 査 事 務 局 長 尾関 昌 敏

〇出席事務局職員

事務局長尾関昌敏主事久保璃華

教

育

社会教育担当主幹

次

長

◎開会宣言

〇議長(相川繁治君) ただいまの出席議員 は8人です。定足数に達しておりますので、 これから平成28年第3回占冠村議会定例会を 開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営 委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長(五十嵐正雄君) おはようございます。9月5日に開催しました議会 運営委員会のご報告を申し上げます。今期定 例会における会期は、本日13日から14日まで の2日間といたします。議事日程、日割については、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◎開議宣告

○議長(相川繁治君) これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長(相川繁治君) 本日の議事日程は、 あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(相川繁治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則 第117条の規定により、議長において、4番、 長谷川耿聰君、5番、山本敬介君を指名しま す。

◎日程第2 会期決定について

○議長(相川繁治君) 日程第2、会期の決 定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日まで の2日間としたいと思います。これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって会期は、本日から9月14日まで の2日間と決定しました。

◎諸般報告

O議長(相川繁治君) これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長(尾関昌敏君) 審議資料の1ペ ージをお願いいたします。1、今期定例会に 付議された案件は報告第1号から同意案第1 号までの18件です。2、議員提案による案件 は意見書案7号、意見書案8号の2件です。 審議資料の2ページをお願いいたします。3、 説明のため出席を要求したところ、通知のあ った者の職及び氏名は村長以下、記載のとお りです。4、平成28年第2回定例会以降の議 員の動向は6月17日の広報特別委員会から記 載のとおりです。審議資料の7ページから8 ページは平成27年度5月分の例月出納検査結 果です。審議資料の9ページから10ページは 平成28年度5月分の例月出納検査結果です。 審議資料の11ページから12ページは平成28年 度6月分の例月出納検査結果です。審議資料 の13ページから14ページは平成28年度7月分 の例月出納検査結果です。以上です。

〇議長(相川繁治君) 次に議長に提出され た総務産業常任委員会の報告書について説明 を求めます。 総務産業常任委員長、佐野一紀君。

〇総務産業常任委員長(佐野一紀君) 所管 事務調査に関する調査について報告いたしま す。まず村内と道内の2本ありますので、村 内の方から報告したいと思います。所管事務 調査に関する調査報告について。このことに ついて次のとおり事務調査を実施したので報 告する。記、調査期日は平成28年6月28日。

2、調査事項、(1)上トマム地区公園整備予定地調査について。(2)占冠村一般廃棄物処分場作業員事故状況調査について。

(3) 小規模多機能型居宅介護施設外構工事 状況調査について。(4) 宮下橋補修工事状 況調査について。(5) 避難路現地調査につ いてであります。

3、調査経過については、調査にあたっては、村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施いたしました。

4、調査結果、(1)上トマム地区公園整 備予定地調査について。予算を取った時点と 使い道が違っているので、整備計画が具体的 になってから予算を確保し進めていただきた い。(2) 占冠村一般廃棄物処分場作業員事 故状況調査について。なぜ事故が起きたのか を検証したうえで、事故防止の改善策を検討 されたい。①安全対策の改善を早急に進める。 ②連絡・管理体制を徹底する。(3)小規模 多機能型居宅介護施設外構工事状況調査につ いて。工事が終了しているのに、花壇等の周 辺整備がされていないので早急に整備すべき である。(4)宮下橋補修工事状況調査につ いて。工事は計画どおり完了していた。本年 度の施行にあたっては、住民に迷惑を掛けな いよう周知徹底を図っていただきたい。

(5)避難路現地調査について。1、夜間照明の設置が必要である。2、看板の設置と住民周知をされたい。3、通年利用できるよう

冬期間の除雪体制等、運用方法について検討 されたい。4、車道の避難路整備については 早期に計画し実施されたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果 は上記のとおりであるが、今後も引き続き調 査を行うものと決定した。以上であります。

もう1本の道内の所管事務調査について報告をいたします。道内の所管事務調査については、1、調査期日、平成28年7月4日から5日の2日間であります。2、出席者、議会議員7名。3、調査地等、ニセコ町役場庁舎。

(1) 水資源保全に係る取り組みについて。

(2) 防災ラジオについて。(3) 外国人への対応について。(4) バックカントリースキーについて。

まとめとして、1、水資源保全に係る取り 組みについて。ニセコ町の基本産業である観 光・農業の2本柱を持続可能なものにするた めにも自然環境を守ることが根本となってい る。その為に三つの環境政策方針(景観保 全・開発規制、資源・環境保全、地域内エネ ルギー循環政策)の中の資源・環境保全策と いうことで環境基本条例・環境基本計画を背 景として水道水源保護条例や地下水保全条例 が制定された。両条例は、いまだ申請対象が ないとのことであったが、それでも町は訴訟 をも辞さないとの強い気持ちでこの条例を制 定した。

2、防災ラジオについて。平成4年導入した電話回線を使ったオフトーク通信は、機器老朽化により平成20年12月に廃止されました。その後平成24年に、2170万円の防災ラジオ購入費で2400台を全世帯に無償貸与を行った。運営費補助は年間1900万円で、年2回ほど緊急放送のテストを施行し、平成26年7月には視聴率64.5%を記録した。町から町民と町内事業者へ無償貸与を行い、災害時における情

報伝達の一端を担っている。

3、外国人への対応について。訪問外国人 観光客は年々増加傾向で2004年からみれば10 倍以上となり、国の種別も増え、2015年の宿 泊客延べ数は17万7012人となった。外国人観 光客が安心して立ち寄れる環境づくりのため 認定外国人観光案内所を道の駅に開設したり、 しっかり使っていただけるサービスの充実の ために免税処理対応のレジを導入したりと、 受け入れのための策を(株)ニセコリゾート 観光協会が中心となり講じている。ニセコ町 役場においては自治体国際化事業の交付金で 採用した正職員1名、 国際交流員4名の外 国人スタッフを含んで構成した観光戦略推進 係を中心に営業活動を実施している。

4、バックカントリースキーについて。標高が低いのにかかわらず積雪が多い。そのパウダースノーを求めて世界中のスキーヤーがニセコに集う。同時に雪崩による事故が多発し、平成13年にニセコルールが制定された。安全にスキーを楽しむため、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会が組織されゲート管理運営を委任されている。以上で所管事務調査の報告を終わります。

○議長(相川繁治君) これで諸般の報告を 終わります。

◎村長行政報告

○議長(相川繁治君) 村長から行政報告の ため発言を求められておりますので、その発 言を許します。

村長。

○村長(中村 博君) みなさんおはようご ざいます。ただいま議長のお許しがありましたので、平成28年6月16日以降の行政報告をいたします。審議資料の4ページをお開きください。まず報告事項について申し上げます

ので、別に配付した行政報告をご参照願いま す。

報告事項(1)台風被害について。この度の台風10号により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧と皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

今年は、8月に入って台風が頻繁に発生しました。日本に上陸した4つのうち北海道では、17日以降の1週間に7号・11号・9号の3つの台風が相次いで上陸し、大雨による河川の氾濫をはじめ、土砂崩れや道路の崩落、田畑の冠水などが相次ぎ、昭和37年の大水害を思い起こす異常事態となりました。

さらに、30日には台風10号が岩手県大船渡市付近に上陸し、暴風域を伴ったまま渡島半島付近に接近したため、道南を中心に強風被害が出たほか、先の3つの台風で浸水被害を受けた十勝管内や南富良野町で再び河川が増水し氾濫や堤防の決壊など甚大な被害が発生しました。

村内では、トマム地区において、大雨と強風の影響が大きいとの判断から、災害対策本部を設置、避難勧告を発令し、避難所であるトマムコミュニティセンターには、12名が避難されました。同地区では、小河川や沢水の増水、氾濫で村道2路線が崩壊しましが、緊急を要する1路線については、仮設の迂回路を整備し通行を確保しました。

また、上トマム浄水場は、29日からの大雨の影響で原水濁度が上昇し取水停止を余儀なくされ、31日から2日間飲料水等の供給ができなったことから、陸上自衛隊上富良野駐屯地に災害派遣を要請して給水作業にあたりました。

この災害にあたり、大変お忙しい中、今津

衆議院議員、佐々木衆議院議員、竹内道議会 議員、北口道議会議員、渡辺上川総合振興局 長が来村されましたので、村内の被災状況を 説明するとともに今後の復旧に向けた指導と 支援をお願いしました。このほか、国土交通 省北海道開発局及び上川総合振興局から職員 の派遣があり、ご協力をいただきました。

9月8日現在の主な被害状況について申し上げます。台風7号関係。トマム地区床下浸水、2戸。

台風9号関係被害額では3620万9千円。内容といたしましては、林道、作業道ではタンネナイ線路面流出ほか5箇所。林業施設、宮下地区排水路側溝詰まりほか3箇所。農地、冠水10箇所、3.4~クタール。村道、ニニウ1号線路肩崩壊ほか3箇所。河川、山上農場の沢川河岸崩落。水道施設、占川取水施設導水管損傷ほか1箇所。

補正予算 2 号。8月23日付で専決処分をしております。一つは一般会計でございます。 歳出の規模が700万円。内訳として、保健衛生総務費、水道会計への繰出金が200万円。 林業施設災害復旧費、修繕・原材料で200万円。道路橋梁災害復旧費では村道修繕で300万円。二つ目として、簡易水道の歳出で200万円。内容として、施設維持費、修繕・借上料で200万円になっております。

台風10号関係被害額では3億9880万円。内容といたしまして、トマム地区、避難者12名、床下浸水5戸、断水163戸未復旧3戸、停電未復旧1戸。林道、作業道では遠藤の沢線ほか2箇所。林業施設では、トマム村有林倒木、農地土砂流入1箇所、0.4へクタール。農業施設、上トマム農業用水取水施設導水管破損1箇所。村道、トマム団体線路盤、路体流出ほか5箇所。橋梁、トマム7線橋橋梁沈下1箇所。河川、伊藤農場の沢川河岸崩落1箇所。

水道施設、上トマム配水管損傷ほか3箇所。

補正予算3号では8月31日付で専決処分を しております。一つは一般会計歳出で1440万 円。内訳は諸費で支援物資借上料が51万9千 円。保健衛生総務費で水道会計繰出金が80万 円。育英事業費、高校生通学バス委託料で51 万5千円。 林業施設災害復旧費、修繕で 100万円。道路橋梁災害復旧費、村道・橋梁 修繕等で1156万6千円。二つ目として簡易水 道特別会計の歳出で80万円。施設維持費で修 繕・借上料が80万円になっております。

この度の災害で、迅速な避難と支援・復旧 対応にご協力をいただきました皆様にお礼を 申し上げ、台風被害の報告といたします。

(2) 占冠村公募型プロポーザル(占冠村 民間賃貸共同住宅等建設事業)について。8 月26日に占冠村公募型プロポーザル(占冠村 民間賃貸共同住宅等建設事業)を行いました。 占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、 基本目標に「若い世代の結婚・出産・子育 て」を掲げており、基本的方向として結婚・ 子育ての負担を軽減し、住みたい・住み続け たいと思える生活環境を整えるため、住宅の 建設促進などに取り組むこととしています。 現状では、トマム地区において中位所得者の 入居可能な住宅が不足している状況にあるこ とや、定住促進対策及び人口減少に歯止めを かけるためにも子育て世帯向けの住宅確保が 必要となっています。このため民間企業の創 意工夫と優れた技術力を導入し、公民のパー トナーシップのもと本事業で賃貸共同住宅を 供給するものです。

事業の概要は、占冠村民間賃貸共同住宅等 建設促進条例及び占冠村民間賃貸共同住宅等 建設促進条例施行規則により、村が所有する 敷地内に村が定める要求水準書に基づき民間 事業者が住宅を建設し、完成後は村と本物件 の賃貸借契約を結び住宅に困窮する人たちの 住宅不足を解消するものです。

特記事項の主なものとして、間取りは3L DK、65平方メートル以上で1棟4戸または 2棟4戸の規模。暖房は灯油ストーブで補助 暖房として薪ストーブが使用できる構造であ ること。占冠村地域材利用推進方針に基づき 占冠産材を使用すること。駐車スペースは1 住戸につき1台分以上と定めました。

募集は、村のホームページに各関係記事を 掲載し25日間閲覧に供しました。参加表明は、 村外より3社ありましたが、1社は参加資格 要件を満たしていないため参加を認めず、2 社から提案を受けました。

提案は、共通して子育て世代への配慮、トマムという土地柄高気密・高断熱仕様、占冠産材利用、薪ストーブのスペースなどの提案と、在来工法・ユニット工法など両社の得意分野の提案が随所に見られ、甲乙付けがたい内容でした。同日、5名の審査員で採点した結果、千歳市のA社を契約予定者に選定し事務を進めています。今後、間取り・家賃・敷金などの入居条件を設定し、星野リゾート・トマムを含め入居募集を行っていきます。

(3) 調停について。6月定例会の行政報告において、去る6月3日まで札幌地方裁判所で行われた村有リゾート施設の調停について申し上げました。その後、1回開かれておりますので概要を報告いたします。

去る8月19日、4回目の調停では、株式会 社星野リゾート・トマムから7月19日付で送 付のあった過疎地税制適用前提(以下「同法 適用前提」という。)の9項目にわたる提案 の骨子(案)と、占冠村が8月8日付で送付 した同法適用前提の村提案の骨子(案)(以 下「村対案」という。)について、それぞれ 補足説明をしました。 この中で、株式会社星野リゾート・トマムの代理人弁護士から村対案に関する考え方及び一部施設の取り壊しと改装について新たな提案がありました。このため、村対案の内容については、修正を行い事前の内部準備をすることになりました。以降は、代理人弁護士間で双方の案の調整、取りまとめを行い、次回の調停に臨む予定です。

また、今回は、豫園旅游商城(よえんりょゆうしょうじょう)と代理人契約を結んだ株式会社イデラキャピタルマネジメントの職員2名も出席しました。5回目の調停は、10月12日水曜日、午後3時から行われます。

主な用務は記載のとおりでございます。入 札は量水器取替工事のほか11件執行しており ます。以上で行政報告を終わります。

〇議長(相川繁治君) これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 報告第1号から日程第4 報告第 2号

○議長(相川繁治君) 日程第3、報告第1 号、平成27年度占冠村健全化判断比率の報告 についての件及び日程第4、報告第2号、平 成27年度占冠村資本不足比率の報告について の件を一括議題にします。

本件についての説明を求めます。総務課長、 多田淳史君。

〇総務課長(多田淳史君) それでは議案書の1ページをお開きください。報告第1号、 平成27年度占冠村健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。平成27年度決算に基づく4つの健全化判断比率につ

いてご報告いたします。表左から実質赤字比率ですが、定められた数式により算出された数値は、マイナス4.61%となり赤字額がないことにより標記のとおりとなります。

次に連結実質赤字比率についても、マイナス5.97%となっており赤字額がないことにより、標記のとおりとなります。

次に実質公債費率ですが、平成27年度では 5.85%ですが、過去3か年の平均値をもって 標記することから、平成25年度から3か年の 平均値では6.0%となります。

次に将来負担比率については、7.70%となっております。また、表下段に括弧書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。

なお、監査委員の意見書につきましては、 別冊で配布させていただいておりますのでよ ろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。報告第2号、平成27年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容については、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計においては黒字会計となっており、資金不足が発生しないため算出されないことから標記のとおりとなります。

また、監査委員の意見書につきましては別冊で配布させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。 〇議長(相川繁治君)これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川 耿聰君。

○4番(長谷川耿聰君) ただ今ご説明あり ました、平成27年度健全化判断比率及び資金 不足審査意見書でございますが、これにつき ましては9月の9日に審査意見書の全文を差 し替えていただきたいということがありまし た。監査委員の意見書でございますのでかな り重要なものでございまして、どこが間違っ ているのかということで精査いたしたところ、 6か所間違いが発見されております。そこで お伺いいたしたいのは、8月29日総務産業常 任委員会の議案説明の時は実質赤字額や連結 赤字額が生じていませんので、マイナスで記 載されていますが、実質赤字比率がマイナス 2.57、連結赤字比率はマイナス3.93と説明が ありました。その数字は占冠村監査委員の平 成27年度健全化判断比率、資金不足比率審查 意見書の2ページでございますが、これと相 違するのでありまして、総務委員会の説明と これはいったいどういうことなのかこのへん についてお伺いしたいと思います。

○議長(相川繁治君) 総務課長、多田淳史 君。

〇総務課長(多田淳史君) 長谷川議員のご質問にお答えさせていただきます。健全化比率、総務産業常任委員会でお話、説明をさせていただきました、数値と今回の数値が違うという件でございます。これにつきましては、当初、健全化判断比率こちらのご説明のほうを監査委員様のほうにさせていただいております。その際にですね、一般会計等の実質収支の内訳としまして、実質収支額こちらの数値が間違っておりまして、間違った形で一回目説明をさせていただいておりました。その後その産業常任委員会ございまして、議案もその通り進んでいたものですからそのままご説明をさせていただいております。

その後ですね、道のほうから指摘がござい

まして、この実質収支の関係の数値が違うのではないかという指摘がございまして、私どもで精査した結果、一般会計の実質収支の中に診療所会計それから歯科診療所会計、こちらの収支が含まさっていないという指摘がありまして、これを精査して数値を変更させていただきまして、監査委員のほうにもご説明を差し上げております。これについては私どもの精査不足ということで大変申し訳ないということで思っておりまして、訂正をさせていただきたいと思います。

 O議長(相川繁治君)
 4番、長谷川 耿聰

 君。

○4番(長谷川耿聰君) 精査ミスっていう ことなんですけども、実はこれ総務常任委員 会でこういう説明されてるんです。総務常任 委員会の取り扱いが一体、間違いが総務常任 委員会では、総務産業常任委員会では間違い の修正がないんです。この取り扱いをどうす るかということが1点。

それから監査委員のこの意見書ってやつ、 非常に重要なもので簡単に間違う数字のもの ではないんです。これ監査委員さんの許可を 得てこういう間違いの数字を出したものか、 出さないものかこの2つについてお伺いいた します。

○議長(相川繁治君) 総務課長、多田淳史 君。

○総務課長(多田淳史君) お答えいたします。総務産業常任委員会での数値の間違いにつきましては、改めまして文書の方で訂正のほうをさせていただきたいと思っております。

それから監査委員についての数字なんですけれども、こちらにつきましては一度目の監査委員への説明、このときに数値が間違っていたわけですけれども、通知の修正があってから再度監査委員様については説明のほうを

行いまして、ご理解をいただいているところです。以上です。

〇議長(相川繁治君) 4番、長谷川 耿聰 君。

○4番(長谷川耿聰君) あんまりしつこく 言う気は毛頭ないんですけども、総務産業常 任委員会のほうは後で文書でということなん ですけれども、これ実際には委員長に間違い を報告されているんですか。これ議会前にこういうことはやらなきゃならない問題だと思うんですけれども、そのへん総務課長、行政 の一連の流れとしてはおかしくないかと思うんですけどももう一度、説明願います。

○議長(相川繁治君) 総務課長、多田淳史 君。

○総務課長(多田淳史君) 委員長のほうに は説明のほうはしておりませんでした。こち らについては私の手続き不足かと思っており ますので、大いに反省をしたいと思っており ます。今後このようなことがないように十分 気をつけながら業務の方を執行していきたい と思っておりますのでご理解お願いいたしま す。

○議長(相川繁治君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑をおわります。

以上で、報告は終わりました。

◎日程第5 承認第1号から日程第8号 承認第4号

〇議長(相川繁治君) 日程第5、承認第1 号、専決処分につき承認を求めることについ ての件から日程第8、承認第4号、専決処分 につき承認を求めることについてまでの件4 件を一括議題とします。提案理由の説明を求 めます。承認第1号、承認第3号については 総務課長、多田淳史君。

〇総務課長(多田淳史君) 議案書5ページをお願いいたします。承認第1号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおりに処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は8月17日及び23日の台風被害により 災害復旧執行上、緊急を要したもので一般会 計補正予算第2号で、6ページの専決処分書 にてご説明申し上げます。

平成28年度占冠村一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億2510万円にしようとするものです。以下、事項別明細で歳入からご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。19款、1項、 繰越金で1目、繰越金は前年度繰越金700万 の増額になります。

次に歳出についてご説明申し上げます。11 ページをお願いいたします。

4款、1項、保健衛生費において、1目、保健衛生総務費は水道会計繰出金200万円の増額です。11款、1項、農林業施設災害復旧費において、1目、林業施設災害復旧費は林道修繕料150万円とそれに伴う原材料費50万円の増額でございます。11款、2項、公共土木施設災害復旧費において、1目、道路橋梁災害復旧費は、村道修繕料300万円の増額でございます。

戻りまして7ページお願いいたします。補 正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳 出予算補正のとおりでございます。

続きまして19ページをお願いいたします。

承認第3号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおりに処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は8月30日の台風10号被害により災害 復旧執行上、緊急を要したもので一般会計補 正予算第3号で、20ページの専決処分書にて ご説明を申し上げます。

平成27年度占冠村一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1440万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億3950万円とするものです。以下事項別明細で、歳入からご説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。19款、1項、 繰越金で1目、繰越金は前年度繰越金1440万 円の増額となります。

次に歳出についてご説明申し上げます。25 ページになります。2款、1項、総務管理費において、11目、諸費は災害支援物資等消耗品28万9000円、災害用重機等借上料23万円の増額でございます。4款、1項、保健衛生費におきまして、1目、保健衛生総務費は水道会計繰出金80万円の増額でございます。10款、1項、教育総務費において、4目、育英事業費は道道上トマム落合間の通行止めに伴う高校生通学バス運転業務委託料51万5000円の増額でございます。11款、1項、農林業施設災害復旧費において、1目、林業施設災害復旧費は林道修繕料100万円の増額でございます。

26ページお願いいたします。11款、2項、公共土木施設災害復旧費において、1目、道路橋梁災害復旧費は、村道及び橋梁修繕料で515万円の増額。村道ニニウ1号線ほか1路線設計委託業務で371万6千円の増額。配水ポンプ等使用料208万円。切込採石等の原材

料費62万円の増額でございます。

戻りまして21ページお願いいたします。補 正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳 出予算補正のとおりでございます。

以上、報告終わります。

○議長(相川繁治君) 承認第2号、承認第4号については産業建設課長、小林昌弘君。

〇産業建設課長(小林昌弘君) 議案書13ページお願いいたします。承認第2号専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおりに処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成28年9月13日提出。占冠村長、中村博。

議案書14ページお願いいたします。専決処分書、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成28年8月23日、占冠村長、中村博。平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8040万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

議案書17ページお願いいたします。事項別明細でご説明足します。歳入、3款、繰入金、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金、1節、一般会計繰入金200万円の増額でございます。続きまして歳出です。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、11節、需用費、修繕料で190万円の増額でございます。この修繕料につきましては台風9号によります村道占川線の道路崩落により埋設されてお

ります導水管が流出し、破損したための復旧 費用及び占川水源地の土砂の除去でございま す。14節、使用料及び賃借料10万円の増額で ございます。こちらにつきましては同じく台 風9号に伴い、中央ポンプ場双珠別浄水場で ポンプ等を借り上げたものでございます。議 案書15ページお願いいたします。

以上説明した内容で第1表歳入歳出予算補 正のとおりでございます。ご審議よろしくお 願いいたします。

議案書27ページお願いいたします。承認第4号専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおりに処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成28年9月13日提出。占冠村長、中村博。

議案書28ページお願いいたします。専決処分書、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成28年8月31日、占冠村長、中村博。平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8120万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

議案書31ページお願いいたします。事項別 明細によりご説明足します。

歳入、3款、繰入金、1項、繰入金、1目、 一般会計繰入金、1節、一般会計繰入金80万 円の増額でございます。

歳出、2款、管理費、1項、施設管理費、 1目、施設維持費、11節、需用費、修繕料で ございます。40万円の増額でございます。こちらにつきましては、台風10号によります村道トマム東1号線に埋設されている排水管が流出し、破損したためその復旧にかかる費用でございます。14節、使用料及び賃借料、40万円の増額でございます。こちらにつきましては、台風10号によりトマム13線の沢川におきまして取水口に土砂がたまり取水ができなくなり発電機、ポンプ等を借り上げたものでございます。

議案書15ページお願いいたします。以上説明した内容で第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これで提案理由の 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき 承認を求めることについての件を採決しま す。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり 承認することに決定しました。

これから、承認第2号、専決処分につき 承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異の度の台風で被害にあわれた方々のお見舞い

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり 承認することに決定しました。

これから、承認第3号、専決処分につき 承認を求めることについての件を採決しま す。

本案は原案のとおり承認することにご異 議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めま

したがって、承認第3号は原案のとおり 承認することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分につき 承認を求めることについての件を採決しま す。

本案は原案のとおり承認することにご異 議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます

したがって、承認第4号は原案のとおり 承認することに決定しました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分 再開 午前11時10分

◎日程第9 一般質問

○議長(相川繁治君) 日程第9、一般質問を行います。順番に発言を許します。

2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) お許しをいただきま したので質問させていただきます。冒頭、こ の度の台風で被害にあわれた方々のお見舞い 申し上げますとともに、迅速な復旧をお願いいたします。

9月の広報によれば、村の人口は154人の 外国人登録の方々を除きますと、1113人とい うことであります。この村で暮らす方々がい つまでも安心して暮らし続けていくことがで きるような施策が求められております。まず 占冠村における「まちづくり」について何点 かお尋ねいたします。

この度、富良野警察署占冠派出所、通称占 冠交番が宮下から消防支署付近に新築、移転 されました。そのことについては理解できま すが、「ここにあった交番はどこにいきまし たか?」と頻繁に尋ねられますし、最近は大 型車の乱暴な運転で大変危険な状況がみられ ます。住民の安心、そして安全な生活を維持 するうえで、警察、交番の果たす役目は大き いものがあります。交番はその存在が目立つ ようになるべく国道や大きな道に面して建設 されるべきと思いますが、それが防犯や犯罪 の抑止効果につながり、住民に安心をもたら すものであると考えます。いまさら建て直せ とは言いませんが、どうしてあの工事に、あ の向きに建てられたのか、村の考え方やその 経緯についてまずお尋ねいたしたいと思いま す。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) 木村議員のご質問に お答えいたします。交番の移転の件でござい ますが、占冠駐在所の建替えにあっては、富 良野警察署より村有地の貸付について依頼が ありました。村からは候補地数か所紹介した 経緯があります。国道沿道での村有地で元の 場所と現建設地に最後は絞られまして、いず れも課題はありましたけど、村有地に限定さ れたことから現在の場所に建設することで、 北海道警察において判断されました。選定に あたっては、国道に面した土地が民有地でありましたが、消防との連携など消防署に近いこともあり選定されたようです。議員ご指摘のとおり、国道に面しているのが最良との思いはありましたが、住宅の併設など一定の面積要件を満たす村有地が他に無かったことから、現状に至ったこととご理解願います。

交通安全上の配慮につきましては、旧駐在 所付近にパトライトを設置する予算を計上し ておりまして、ドライバーへの啓発を行って まいります。また、安心・安全の確保につい ても看板の設置など工夫してまいりたいとそ のように考えております。以上です。

O議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

〇2番(木村一俊君) くれぐれも交通の安 全に関してはよろしく対策をお願いいたしま す。

今、村は自治基本条例の占冠版といいますか、占冠村むらびと条例を制定し、村づくりに村民の参加を求めていこうという姿勢に変わりつつあります。これから公平・公正な情報公開のもとで住民・行政・議会がおおいに議論してまちづくりをしていこうということであろうかと思います。今回の件に関しても、もうちょっときちっとした情報の公開がなされ、住民の声を聞き、議論があればもうちょっと良い方向が得られたのではないかなとは思います。少なくともこれからの占冠村のまちづくりは、このように展開していってほしいと思いますが、村長の考えをお尋ねいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) これからの村づくり のご意見でございますが、むらびと条例は基 本的には情報公開するということが前提にな っておりますので、情報公開を積極的に行い まして、村民のご意見等を拝聴しながら村づ くりを進めていきたいとそのように考えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。 ○2番(木村一俊君) 次にですね、これからのまちづくりを考えるうえで、占冠駅がJR石勝線の停車駅であり続けることは重要な前提条件であると思います。今、JR北海道における経済効率のみを優先した赤字線の廃止議論が大々的に報道されています。先日の夕張市長による夕張線、石勝線夕張支線の廃止合意が発表されたところです。実はJR北海道には黒字路線はないそうであります。一応、石勝線は幹線でありますので廃線はないと思われますが、残念ながらスピードアップ化や効率を考えれば占冠駅に停車しなくなる可能性は非常に大きいものがあると思われます。

特にこの駅を利用する、利用させる努力が なければますますその確率は大きくなると思 われます。今回の廃線議論では根室本線も俎 上にあげられていますし、台風被害で日高線 の復旧もかなり困難な状況となりました。J Rを利用した富良野・金山方面へさらにまた 日高方面への交通の中継点としての占冠駅の 役割はこれから将来的に大いに発揮されるも のと推測されます。今、停車の維持に向けた 地道な自治体の努力と対策が必要であると思 います。3月の議会でも提案されていました が、それは例えば、駅の美化整備や環境整備、 また、占冠駅を中心とした交通体系の整備で あり、弱者対策としてのエレベーター設置で あると思います。村長の考えをまずお尋ねい たしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 木村議員のご質問に お答えいたします。JR北海道は本年3月、 徹底した安全対策と経営の再生に向けた取組 みとして、4路線8駅の廃止と8路線79本に 及ぶ大幅な普通列車の減便を実施し、更なる 改元も議論が進んでおります。このことを北 海道も重く受け止め、関係自治体と連携を図 るとともに、地域の視点に立った安全で利便 性の高い鉄道事業運営について要請を行って おります。

村としましては、昨年6月、占冠・トマム 両駅のバリアフリー化やトイレの洋式化等に より安全で利便性の高い鉄道事業運営につい て要請をしてまいりましたが、JR北海道が 抱えている課題からすると、優先順位の関係 から即刻改修する現状にないとの回答を受け ております。ご指摘のとおり占冠駅は道北・ 日高方面への中継点としての役割を果たして いることの認識を持っておりますし、現状を 維持できるような必要な予算を確保して、美 化整備、また環境整備の充実に努めてまいり ます。また、エレベーター設置・バリアフリ 一化につきましては、予算が大きいことから 引き続きJRの方に要望を行いながら、占冠 駅の停車維持に向けてJR北海道への要請を 取組んでまいります。以上でございます。

○議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。 ○2番(木村一俊君) 今出ましたバリアフ リー法につきましてですね、平成23年の改正 バリアフリー法では、高齢者や障害者などの 充実した日常生活や社会生活を確保するため に、公共交通施設、例えばJRの駅・バスの 停留所などだと思うんですけども、や、建築 物のバリアフリー化基準への適合義務を求め ておりますし、市町村が作成する基本構想に 基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障 害者などが利用する施設が集中する地点、重 点整備地区というらしいんですが、において 重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を、

平成32年を目標として実施していくというこ

とがうたわれております。ですから、やはりですね、占冠駅はやっぱりエレベーターが、やっぱり階段がちょっときついんで絶対に必要だと思うんで、そのバリアフリー化の主旨からしてももう一度エレベーター設置について考えていただきたいと思うんですが、村長のお考えをお聞きいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 駅のバリアフリー化につきまして、議員ご指摘のバリアフリー化に関する法律そういうものがあると分かりましたので、今後、JR北海道と駅それから停車する列車等について継続して要望する事項もございますので、そういった時に加えて強く要望してまいります。以上です。

○議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。 ○2番(木村一俊君) いろいろとよろしく お願いいたします。一応、JR北海道の2015 年度の修繕費は、営業赤字の4分の3にあた る314億と多額でありまして、今、JR北海 道は新幹線の札幌延伸に夢中であります。線 路や駅などの施設を自治体が保有し、JRは 運行に専念するという上下分離の考え方が最 近JR側から主張されるようになりました。 ですから単に要請するだけでは実現するのは 厳しいかなというような気がします。若干の 財政出動により基盤整備をして、早めにです ね、これからの対応を準備していくのが得策 でないかなと思います。もう一回村長の考え

〇議長(相川繁治君) 村長。

をお聞きいたしたいと思います。

○村長(中村 博君) 最近のマスコミの報道を見てますと、地元の負担があれば事業も前へ進むような記事も出ております。ただ、JRの施設に関しましては、占冠駅もそうですけど、改修していくのには非常に多額な予算が必要になっております。こうしたことか

ら、北海道も関係市町村とタッグを組んで、 鉄路の確保に向けては道も積極的に進めてい く方針でございますので、私どもも道、それ から関係する市町村と連携しながら鉄路の確 保とバリアフリー化等、施設の充実に向けて 要請してまいりたいそのように考えておりま す。先ほど言いましたように、村でできる環 境の美化ですとか、環境整備、そういったも のは予算化して村としては進めてまいりたい とそのように考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。 ○2番(木村一俊君) 次に道の駅について お尋ねいたしたいと思います。 平成6年にコ ミプラが建てられ、翌年6月には生活情報セ ンター・ショッピングモールが開設されまし た。その後、平成12年8月に道の駅として登 録に承認を受け、今や村のにぎわいの中心と なっております。北海道の交通の要衝の地と なった占冠村の商業・産業の盛衰はこの場所 の活用にあると思っています。村のまちづく りは、当然この状況を念頭に入れて考えてい かなければならないと思います。コミプラも 道の駅も築20年を経過し、そろそろこれから の対応について考えていかなければならない 時期であると思います。村長の考えと方針を お尋ねいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 議員ご指摘のとおり、中央市街地は交通の要 衝となっております。観光面においても道の 駅は村の重要な拠点施設になっています。今 年度は、当初予算によりコミプラ・道の駅の 屋根・防水工事を行い、施設の長寿命化を図ってまいりました。

今後の対応につきましては、地方公共団体 が所有する全ての公共施設を対象とした公共 施設等総合管理計画を今年度中に策定します ので、同計画の方向性を踏まえ、整合性を図 りながら、当面は引き続き指定管理者による 民間活力を生かした施設運営を行ってまいり たいそのように考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

O2番(木村一俊君) 施設運営と仰られていたんですけども、施設運営でなくてですね、建物が古くなってきてそろそろ改築していかなきやならない時期ではないのか、それには早くから計画を立てていったほうがいいのではないかという私の主張であります。それはいい、次ちょっと行かせていただきます。

道東道の占冠ICの店舗についてお尋ねいたしますが、例年通り、各店舗は賑わいをみせております。村のアピール・宣伝の場として、また、地元のみならず管内農作物の利用・販売場としてのその効果は非常に大きいものがあり、雇用の場として果たしている役割も目を見張るものがあります。今や道の駅と共に村の商業販売の両輪としての役割を果たしていると感じます。その即効性・簡易性・確実堅実性・効率性を考えれば、これから村が進めようとしている交付金や単費を使う地方創生施策よりもあらゆる面ではるかに効果が大きく、早いと考えます。

先日の台風の時に村の道路が大型トレーラーや乗用車で本当に何キロも本当に半日以上もつながりました。運転する方は本当に苦労であったと思います。でも我慢して待たなければ目的地に行けなかったのです。このことで改めて認識できたのは、村の道路が北海道の大動脈であるということです。ですからいつも私が毎年、毎回言っているんですが、通年24時間の販売営業を目指し、さらには災害時の緊急避難所として、あるいは休息案内の場としての機能も兼ね備える公共的施設をインターチェンジに建て、利用できるようにな

れば更なる村の活性化に繋がると思いますが、 村長の考えをお尋ねいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

O村長(中村 博君) お答えいたします。 先ほどの道の駅の件でございますけど、前段 に申し上げましたように、地方公共団体が所 有する全ての公共施設を対象とした公共施設 等総合管理計画というものを今年度中に策定 します。その中で当然公共施設の改修等が入 ってきますので、その計画の整合性を踏まえ ながら、施設の改修には努めてまいりたいと そのように考えております。

それから道東道の占冠パーキングについてでございます。今年度のパーキングについては、店舗が上下線8店舗中、村内5店舗がイベント専用で出店事業の許可を受けております。議員ご指摘のとおり、私としても、占冠PAの役割とその効果は高く、道の駅と並ぶ村の重要な拠点と考えています。占冠PAを管轄するネクスコ東日本帯広管理事務所とは、平成26年より年2回定期的に意見交換会を実施しておりまして、この2年道外からの視察も増え、全国的な成功事例として他の地域の参考になっているとのお話も伺っております。

ご質問の通年営業化でございますが、2年前に出店者の要望がありましてネクスコと協議した経過がございます。通年専用は、トイレ清掃費用のテナント負担や営業形態の制約、そういったことから要望を見送った経緯があります。また、新たな施設建設は輪厚パーキングエリアが分かりやすいと思いますが、基本的にはネクスコが施設を建設してテナントとなるわけですが、現在と比較にならないほど料金が高額になるとそういった課題がございます。今申し上げたとおり、現状を変えていくことはかなりハードルが高いわけですが、将来的にも村の重要な拠点でありますので、

引き続き要望等を行いながら管理者であるネ クスコとの協議を進めてまいります。以上で す。

○議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。 ○2番(木村一俊君) 努力してください。 日本版DMOについてお尋ねいたします。す でに富良野管内では、地域連携DMOとして ふらの観光協会が観光庁に認定され、先ごろ、 びえい活性化協会の候補法人認定についても 新聞報道があったところです。占冠村は、D MOとしてのふらの観光協会の地域連携の連 携相手として組み込まれていくのか、それと も村内関係者と共同して明確なコンセプトに 基づいた観光地域づくりの戦略を策定・実施 するための調整機能を整えた法人である村単 独の地域DMOの認定を目指していくのか、 村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 日本版DMOは、地域の稼ぐ力を引き出すと ともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光 地経営の視点に立った観光地づくりのかじ取 り役として多様な関係者と共同しながら、明 確なコンセプトに基づいた観光地地域づくり を実現するための戦略を策定するとともに、 戦略を確実に実施するための調整機能を備え た法人でございます。法人の枠組みが広域連 携DMO、地域連携DMO、地域DMOの3 区分があり、ふらの観光協会は地域連携DM Oで4月22日付けで登録され、その対象区域 は美瑛町から占冠村までの6市町村でありま す。

日本版DMO候補法人には、観光地域づく りを行う多様な関係者の合意形成やデータの 継続的な収集・戦略の策定・プロモーション や安定的な資金の確保などの登録5要件が求 められております。占冠村におきましては、 残念ながら単独での地域DMO法人登録は難しい状況でありますので、すでに認定を受けているふらの観光協会を窓口に、地域連携DMOの中で各市町村の観光協会で連携を取りながらマーケティングマネージメントを進めてまいります。今回のふらの観光協会地域連携DMOは、この間、富良野・美瑛広域観光推進協議会や観光協会連絡協議会での連携実績がありますので、さらに魅力的な観光地づくりに向け、広域連携を通じて村内の観光事業についても磨き上げを進めてまいりたいそのように考えております。以上でございます。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 富良野の地域連携D MOに加わっていくという話なんですが、やはり村の集客力がこんなにあってですね、村の産業が農業・林業ともぱっとしない、やはり観光でしか稼ぐ道はないと僕は思っています。それがですね、地域創生を観光で行おうとするのにこのDMOを村でできないってことになると、ちょっと村も元気が出ないと僕は思うんですが、本当にちょっとそれでいいのかどうか、もう一回村長に確認いたしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 先ほど言いましたように、日本版DMO候補法人には5つの登録 要件がございまして、それがクリアできるのであればもちろん単独でのDMOも検討する 用意があるかと思っております。以上です。

○議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。 ○2番(木村一俊君) では次にいきます。 村の水源保護規制の考え方についてお尋ねい たします。1月に行われましたトマムにおけ る住民と議会の懇談会で、外国資本が入って きているので水資源の規制について考えてほ しいという住民の声がありました。村も3月 25日の協議会において、ニセコ町で制定している条例による規制が効果的であることを再確認し、条例・規則等の制定に向けて取り進めると述べられ、同時に制定に向けたタイムスケジュールを示しました。その行程表では条例は9月議会に提案されることとなっておりました。残念ながら今回は提示されておりません。まず村の条例による水資源保全にかかわる取組みの現在における状況についてお尋ねいたしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 村としても調査を行っておりまして、5月に 行政視察を行いまして、ニセコの状況につい てお話を伺ってまいりました。実態としては、 ニセコエリアとして活発な開発が行われてい るのは倶知安町でありましたが、平成23年度 に制定されたニセコ町条例を参考に、村にお きましても、水道・水源の保護と地下水の保 全について条例を制定していきたいと考えて おります。条例では水資源保護地域指定の事 前協議の手続きを定め、併せて審議会設置条 例を制定し、有識者からの意見徴収を行うこ とを想定しております。

また、将来的な水資源保護の観点から北海 道土地水対策課で所管しております、北海道 水資源の保全に関する条例における水資源保 全地域の指定を同時に進めていく考えであり、 基本的には、村の指定地域と道の指定地域を 同一地域とすることで管理の一元化を図って まいりたいとそのように考えております。道 の指定、地域指定手続きにつきましては、8 月に道との事前協議を実施しており、11月の 北海道水資源保全審議会に向け、地域指定提 案書の準備を進めてまいります。現在の状況 はこのようになっております。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 状況については了解いたしましたけども、議会も7月に行政視察ということで先進地ニセコ町の状況を学ぶ機会を作っていただきました。ニセコ町では、さっき村長も仰られたような、道のですね、北海道水資源の保全に関する条例によりニセコ町が指定した水資源保全地域付近での土地の売買について事前届出を求めることとしたうえで、水質については水道水源保護条例、水量については地下水保全条例の2段構えの条例で規制していくというシステムを取っております。

ところがニセコ町では、圧倒的に井戸による地下水を水源としているところでありまして、村では河川水から取水してトマムの水道水源としておる状態です。このように、両町村では水の利用の状況が相違すると思われます。加えて、トマムの取水場所から鵡川の水源発生地っていうのかな水源地までの距離も長く、付近の土地も村有地・農地・私有地、所有形態が混在しておる状況であります。こんな状況の中でですね、村はどのような方法で水道水位の水量・水質を規制し、安全で安心な水を提供していく方針を考えているのか、その考えをお尋ねいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 村の水資源でございますが、議員ご指摘のとおりトマムについては河川水、それから中央地区については河川と一部地下水を水源として村民の方々に水を供給してございます。河川につきましては水利権、当然ございますのでその水利を確保していくことが大事だと思っていますし、地下水についても占冠はあまり地下水に恵まれてはいませんけど、それでも地下水が多くのところに存在しますので、将来的に利用できるようなところは守って保存していきたいとこ

のように考えております。

また、良質な水を確保するという意味では、 水源涵養保安林そういったことも整備を進め ていかなければならないそのように考えてお ります。以上でございます。

○議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。 ○2番(木村一俊君) 水の量の問題についてはその水利権で対応できると思いますけども、今の占冠のトマムの取水の状況を見ますと、取水地点からその鵡川の水源地というか水の出てくるところからの距離がかなりあるわけです。それで農地とかいろな土地の所有形態があるわけで、その農地、例えば農薬、それからいろいろと肥料だとかが撒かれる可能性があり、それまでの水質をどういうふうに保って、安全に保っていける手段を考えているのかということをお聞きしたかったのであります。その対応はどうしていくかってことですね。

それから村では道の条例を使っていきたい って話だったんですが、実際これは新しくそ この土地を買う、売買する時には効果がある 条例でないかなと思うんですけども、うちの 場合はですね、トマムの場合を見ますとです ね、すでに外国資本によって土地を持たれて いるわけですよね。だからそういう点で、こ の条例が果たして道の条例ですからね、なん ぼ占冠で水資源保全地域ですよってこう指定 して、そのところの土地の取引について事前 届け出してくださいよと言ってもあまり効果 がないような感じがするんですよね。もっと 根本的な水規制の方法を考えていかなきゃな らないのではないかなと僕は思うんですが、 そのへん2点について村長の考えをお聞きい たしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) ひとつは河川水の水

質保全のことかと思いますが、現在鵡川の水質について水質検査をやっておりまして急激な水質の変化がないか、そういったことはその調査の推移を見て対応してまいりたいそのように考えております。

また、トマムリゾートのエリア内は、今星 野リゾート・トマムの所有でございまして、 そこで水が新たに必要だということになれば 当然村のほうに申請が上がってくるものと思 いますし、先ほど言いました村でも水資源保 護地域指定の条例と地下水の保全についての 条例を制定していきたいとそのように考えて おりまして、内容はニセコ町に倣った内容に なるかもしれませんけど、そういったもので 村の水質を確保していきたい、水資源を確保 していきたいとそのように考えています。以 上です。

○議長(相川繁治君) 一般質問の途中ですけれども、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分 再開 午後1時00分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

2番、木村一俊君。

〇2番(木村一俊君) 午前中に引き続き質問させていただきます。結局ですね、もう既に土地を所有しているところの規制をするというのが大変難しいということが分かりました。最後に村長が午前に答えたところでですね、ホテルが水を使いたいって言ってきたらそこで対応していくという言葉がありましたけども、実際、ホテルは今13線の沢ですか、あそこからの水を使っているわけですけども、やはりあそこは物理的にもうこれ以上水を供給するっていうか、能力的なことを考えたら無理だとは思うんですよね。ですからやはり

こういう規制の方法っていうのかをどういう ふうに考えていくのか、もう一回村長に答え をお願いいたしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) 河川水については水 利権で規制されております。ただ地下水についてはそういう規制はありません。今、村で 考えているのは、水資源の保護と水道水源の 保護と、地下水の保全についてその2本の条 例を考えておりますけども、これらの内容は これから詰めていかなければならない事項で ございまして、当然条例につきましては、い わゆるパブリックコメント、意見の公募、それから審議会での意見はもちろんですけど、 議会とも十分意見をすり合わせて一つの条例 を作っていきたいとそのように考えてござい ます。以上です。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) この問題についてはですね、もう一点だけ聞いておきたいことがあります。それは、ニセコの水道水源保護条例というのは、ニセコにあります環境基本条例だとか環境基本計画による環境保護を規制の根拠としている条例なわけであります。残念ながらうちの村にはこういうのはないので、こういう規制をかけていくとしたらどういったような根拠を使ってやっていこうとしていくのか、そこの点だけ最後にお聞きいたしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 占冠村には現在ニセコのような環境に関する条例がございませんので、併せて検討して進めていきたいそのように考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

〇2番(木村一俊君) なるべく早く対応を していってほしいと思います。

次にですね、村の福祉政策についてちょっ とお尋ねいたしたいと思います。今、村の福 祉政策を概観してみますとですね、その施策 が老人・高齢者に偏っている、偏重している という感じを受けます。平成25年4月に障害 者自立支援法が障害者総合支援法という法律 になりました。全ての国民が障害の有無に関 わらず等しく基本的人権を共有する個人とし て尊重されるものである、という理念のもと で安全に安心して暮らしていける共生社会を 実現していこうというものだそうです。これ から段階的に障害者に対する更なる支援の拡 充やサービス基盤の計画的整備が図られてい かなければならないと思いますが、まず、地 域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自 立支援協議会、この協議会の設置、あるいは 開催状況と機関相談支援センターの設置状況 についてまずお伺いいたしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 村では障害者関連法はじめ、村総合計画及び 平成27年度を開始年度とする第2期障害者計 画及び第4期障害福祉計画を基調として、保 健福祉課を主な相談窓口として国や村の各種 障害者制度の活用はもとより、村内で完結で きない部分については村外事業所にも協力を 仰ぎながら、障害者が暮らしやすい地域づく りに向け鋭意努力しているところでございます。 ご指摘のありました点でございますが、 従来より沿線5市町村において富良野地域自 立支援協議会を共同設置し、障害者を取り巻 く地域課題や支援体制などについて定期的に 協議を重ねております。具体的な回数とかそ ういうのはどうでしょう。

〇2番(木村一俊君) (自席で)いいです。

〇村長(中村 博君) 以上です。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

〇2番(木村一俊君) 現在、障害者や障害 児が自立した社会生活を営めるように創作活 動や、社会との交流促進を行うための地域活 動支援センター事業を平成18年度から富良野 圏域5市町村で富良野地域生活支援センタ ー・社会福祉法人エクゥエート富良野に共同 委託しております。先ほど村長が仰られた富 良野の自立支援協議会、その計画のもとでこ ういうことが行われていると思うんですが、 なるべくだったら村内で就労支援や職業訓練、 トライアル雇用などができれば良いと考えて おります。社会福祉法では、第1種・第2種 社会福祉事業は自治体や社会福祉法人が担う ことが想定されております。村唯一の社会福 祉法人である占冠村社協と協力して、設置基 準・運営基準を満たす事務所をこの村で展開 することを考えていってはいかがかと思いま すが、村長の考えをお聞きいたしたいと思い ます。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 議員ご指摘のとおり、富良野地域自立支援協 議会を設置しまして、その協議会のもとに下 部組織として現在占冠村と村の社会福祉協議 会、富良野保健所、それから富良野地域生活 支援センター、それからかみかわ相談支援センター、それからかみかわ相談支援センターなどを構成機関とする占冠部会とい うものを平成27年度に立ち上げ、個別ケース も含めた課題の掘り起こし、課題解決に向け た方策等について協議を重ねております。就 業支援等そういった今後の問題についても、 業支援等そういった今後の問題についても、 社会福祉協議会を含めた関係機関と連携を図 りながら占冠村の障害者の自立支援に向けた 対策を講じてまいりたいとそのように考えて おります。以上です。

O議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

〇2番(木村一俊君) これからよろしくお

願いいたします。

最後に新規就農についてお尋ねいたします。 平成26年3月28日に占冠村新規就農支援協議 会が新規就農希望者と認定し、実習を続けられていた方から本年4月1日に実習中止届が 提出されました。これで3件目の中止であります。1件目は、平成25年3月26日に村が認定後わずか2ヶ月半の6月7日に中止届が提出されました。2件目も平成25年6月28日にやはり村が認定し、平成26年7月15日に中止の届けが出されました。わずか1年後の中止でありました。

今回の3回目の事例については、その2件の失敗例の対処から新たに立ち上げられた新規就農支援協議会が事前の試験実習期間を置いたり、入念な就農計画書や収支計画書を検討したうえでの認定にも関わらず、本当に就農開始間際での中止でありました。本当に残念なことであります。村長も協議会のトップとして懸命の慰留を試みたことが資料には示されていましたが、残念な結果になりました。会長としてその原因はどこにあると考えているのか、まずお尋ねいたしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。 3件目の方が村での就農を断念して他の町へ 行って就農に向けた準備を進めている、その ような状況でございますが、占冠村での就農 断念した原因は、大きくは2点と検証しております。現在、村では新規就農者を支援する ため、占冠村新規就農者等支援対策事業要項がありますが、今回は本人の意向と要項の内容に齟齬がありまして、それを調整できなかったことが挙げられます。また、新規就農支援協議会において就農支援の議論が違う議論になった経過がありまして、協議会の会長として責任を感じているところでございます。 それからもう一つ、新規就農にあたり関係 する農家の理解を得ることができずに、仮に 就農したとしても就農後の関係に不安材料が あった点が挙げられます。原因は、大きくは この2点と考えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。 ○2番(木村一俊君) 2か月半で終わった 1件目と2件目の例については、明らかに村 の認定が甘かったと私は思います。2件目に ついては、担当との意見の食い違いも資料で は示されていましたが、村の実情では明らか に適していない放牧酪農をめざす認定者とは 最初から無理があったと思われます。やはり 認定が甘かったと思います。

今国の施策は農業を成長産業として捉え、 世界市場に進出していこうというもので、集 約した広い農地を持たせた大規模な認定農業 者によりこの展開を図ろうとしております。 ますます農業に資金力や構想力が必要な時代 となっています。占冠村新規就農者支援対策 事業の補助金を支出して新農業者を育成する よりも、むしろ今まで村で農業を行ってきた 既存の在住農家の後継者、自分の家族でもいいですし、この新規の方と一緒にやられてもいんですけど、こういう育成のためにですね、資金の融資・支出をして村の農家を大農 家に育てていく政策に転換してはいかがかと 思いますが、村長の考えをお聞きいたします。 〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 新規就農者として認定した場合、補助金を出して農業実習をやっていただくと、そういうシステムでございますが、議員ご指摘のとおり、その認定する段階で一つの大きなハードルを設けなかったら村も大きなリスクを背負いながら新規就農対策をしていかなければならないそういう現状に現在はあります。そのため、要項・要領の

改正を含め、そこは検討していきたいと考え ております。

また、既存農家の親子継承っていうんですか、もちろんそれは積極的に進めていかなければならないですし、大きな課題として、高齢者の方々が実際営農をやられているとそういう人方の対応といいますか対策も必要でないかと考えておりまして、そういった高齢者の方々が持っている財産としての農地、それがよいまして、例えばそういう人たちで農業法人でも作れないか。そこに若い実習生なりなんでも作れないか。そこに若い実習生なりなんなりが入ってきて、一つの農業生産法人を作るのも一つの方策でないかとそのように考えておりまして、今後、農業者の高齢化対策含めて、大きな課題とは考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

O2番(木村一俊君) 終わりました。

○議長(相川繁治君) 次に6番、五十嵐正 雄君。

〇6番(五十嵐正雄君) 議長の許しを得ま したので何点かにわたって質問をいたします。 まずはじめにですね、狩猟的価値発現によ る林業6次化推進事業に今取組んでいるわけ ですけれども、村では国の地方創生加速化交 付金や地方創生推進交付金を活用した取組み が今、はじまりました。この取組みが確実に 成果を上げ、将来の村づくりに大きくつなが ることを期待しているところですけれども、 これが単なる補助金を貰って一過性に終わる というようなことをしてはならないというふ うに考えています。今のうちの状況なんです けれども、林業・林産業に関わる現状を見た とき、克服しなければならない課題が多くあ るというふうに考えています。特に3点に絞 って村長の考え方を伺います。

まず1点目は、事業体の育成についてです。 村内では、3事業体がそれぞれ事業経営・運営をやっておりますが、これまで村としても それなりの一定の取組みがされてきましたが、 なかなか事業体の育成を成果を上げることが できていません。6次産業化推進事業は地元 事業体にとってある意味では絶好の機会・チャンスだというふうに思いますが、今後どの ように3事業体の育成を図り、この事業を進めていくのか村長の考えを伺います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。狩猟的価値発現による林業6次産業化推進事業についてでありますが、村内においては、豊富な森林資源を活用した林業はもとより、近年、木質バイオマス・木エクラフト・猟区・鹿肉・鹿皮製品加工・山菜等の加工・メープルシロップ・アウトドアなど新たなビジネスの芽が生まれています。地方創生にあたっては、山づくりといった林業振興とともにこうした新たなビジネスを発展させ、雇用の創出に結び付けていくことが重要であると考えています。

ただ、現状では銘木など高い価格での取引のできる資源が十分活用されていない。また、新たな商品開発や販売促進活動のノウハウが不足している。事業体間の連携や統一したイメージ作りなど全体のコーディネーター役がいない、担い手不足、こういった課題があると認識しております。このため、村では国の交付金を活用して、マーケティングなどに精通した村外の企業などで構成される地域商社を立ち上げて村内事業体を支援する。そのことにより、保残木台帳で整理された優良広葉樹いわゆる銘木の販売、新商品の開発や販売促進活動の展開、村内事業体間の連携によるセット販売に取組み、基本となる林業振興と

合わせて6次産業化を推進してまいりたいそ のように考えてございます。以上です。

〇議長(相川繁治君) 6番、五十嵐正雄君。 ○6番(五十嵐正雄君) 全体的な奴につい ては説明も受けているので中身については理 解しているところなんですけども、やっぱり 今のうちの村の現状の林業・林産業を振興し ていくためには、なんといっても3事業体が 中心になってですね、やはりそこで事業が展 開されて雇用等の創出を図っていくっていう ことが基本になければ、なかなか進まないと いうふうに思います。そんなことを考えれば ですね、先ほど言ったように、補助金が出て いる間の一過性に終わらせてしまうような事 業の取組みというのは間違いだろうというふ うに思っていますので、その地域商社やなん かについてもノウハウを持ったよそから入れ るとこういうことです。そういった中で地元 事業体をどう育成していくのかっていうこと は、やっぱりそこに必ず帰結するっていうふ うに思うわけです。そのへんについての考え 方を再度、地元事業体に特化して考え方を村 長に再度伺います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 新たな試みとして地域商社という発想がございますが、やはり基本になるのは現在の事業体でございまして、それなくしては林業の6次産業化も進められない、そのように考えておりますので、3事業体の育成については、今後とも引き続き村としても支援・指導してまいりたいとそのように考えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 6番、五十嵐正雄君。 ○6番(五十嵐正雄君) 今の村長の答弁に あるように、これらを進めていくためには、 やはり地元の3事業体との連携、それと指導、 方向性の意思統一を図って将来的に向かって 進んでいくっていうことが言われましたので、 ぜひそういった取組みを積極的にしていただ きたいというふうに思います。

次に、この取組みを進めていくにあたっての問題点です。2番目に林業労働者の担い手対策です。これについても村はこの間いろんな手を打って取り組んでまいりました。とりわけ木質バイオマスのエネルギー生産事業ではですね、すでに2名の労働者が従事しています。ところが、林業本体の生産事業や造林事業においてはですね、新たな雇用が全く生まれていません。占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で数値目標を掲げていますが、林業労働者の担い手対策をどのように取り組んでいくのか村長に伺います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 林業労働者の担い手対策についてであります が、今年度から新たに取り組む林業6次産業 化推進事業において、例えば原木販売につい ては、これまで一定地区ごとに伐採・搬出・ 銘木などの材とそれ以外のものが混在したま ま取引されていることが多いと承知しており ますが、銘木を区分して販売するなど、より 付加価値を高めることを目指しております。

また、林業をはじめ6次産業化に必要な担い手確保には、村内の状況に即した体系的な育成プログラムを作成するなど受入れ体制を整備し、これを公表することで村内事業体への就業のハードルを低くすることも重要であり、このため、村では国の新たな交付金を活用し、継続的な人材育成を実施するため、国と協議を行っております。なお、国の新たな交付金の採択には村の予算の議決が必要であることからこのたびの補正予算に人材育成に関する所要額を計上しているところであります。以上です。

○議長(相川繁治君) 6番、五十嵐正雄君。 ○6番(五十嵐正雄君) 担い手対策については本当に大変だと思っています。今のうちの村の6次産業化の中で、村有林や民有林だけでこれを進めていくっていうことについては、いずれ資源の枯渇問題等含めてあるっていうふうに思っています。別な場でも申しましたように、やはり圧倒的多数の94%占める国有林があるわけですから、そこの提携もぜひこの担い手対策の中で、国との交渉の中でそういったものもきちっとやっていく必要があるというふうに思っています。

次に、3番目の6次産業化の推進で先ほど 村長も触れていましたけれども、銘木ビジネ スで地域商社を作って取り組んでいくという ようなことがありました。林業振興室ではで すね、この間、村有林をきめ細かに踏査をし て、保残木を現地で表示して、調査して、蓄 積とか樹種・径級・樹高、そういったものを 出して台帳整理を図るとともに、図面を、位 置を図示化してかなり整理をされてきました。 これは大変貴重な資料であり、将来に向けた 村の財産だというふうに思っています。

そこで問題なのは、保残木ということでそれぞれ台帳整理をしてきているわけですけれども、保残木と銘木とはまったく別なものであります。保残木というのはひとつにはですね、将来的に優良な木材が生産できるような木を現地に保残木として残しておく。それから2番目としては種木、つまり母樹としておきということで、その木を山に残しておいてそこから風とかが運んでいって新たに自然更新をして優良な広葉樹なりが生産されると、こういうことで保残木として山に残しておく。それから3つ目としている高品質材、高い値で取引

ができる。占冠村だから生産できるマカバや メジロカンバやセン・ナラこういったものを 中心して銘木として残ります。確かに占冠か ら生産されるこういった銘木については、主 に名古屋を中心として大変価値のある材がこ の間も生産されて、国有林でも生産されてき ていますからそういったものを銘木としてい く。または、材としては価値はないんだけど、 例えばコブだとかそういったものがある木、 これらについても銘木として大変取引される と。ですから、そのへんをきちっと理解しな いとこういった取組みはできないだろうと。 それから4番目としては施業上優良である木 は残しておくと。こういったことがですね、 主に保残木として調査する人たちは常に山を 見ながら考えているわけです。

こういったものが今回村のほうで台帳として整理されたということですから、中身としては調査、例えば1000本以上もう既に調査終わっていると思うんですけれども、それが全て銘木ではない。そのうちのわずかな木がですね、銘木としてすぐ、即販売できる。後のものはいろんな目的を持って将されている木だというふうに理解しています。ですからそだというふうに理解しています。ですからそのへんの認識を誤って取り組んでしまうと大変な、計画はいいんですけれども、実態としてはなかなかそうなってこないっていう問題もありますから、そのへん村長はそういったことを理解してこの取組みを進めていくのか、そのへんについて伺います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 銘木ビジネスについてでありますけど、林業 の6次産業推進事業における銘木は、保残木 台帳で整理された銘木市で取引されるような 優良広葉樹としております。保残木の名前の とおり、村の貴重な財産ですが、94%が森林 面積である本村の状況を考えると地方創生に 向けた雇用の創出と持続的な林業経営を行う には、間伐など森林施業に併せて計画的に保 残木を販売することも必要と認識していると ころでございます。このため、保残木の中か ら銘木となるものについて、樹種の他、生産 される丸太の太さや長さ、後継木があるかど うかなどを勘案して択伐などを行い、村有林 の持続可能な森林施業を進めてまいりたいと そのように考えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 6番、五十嵐正雄君。 ○6番(五十嵐正雄君) それでですね、銘 木という定義、先ほど私のほうから申したよ うに、4点くらいを中心にして現地に入った 時に、そういった考え方を持って保残木の表 示をしていくわけです。ですからそのへんの 中身をきちっと精査しなければ、そういった ことにはならないというふうに思っています ので、そのへん十分精査をしながら事業がど ういうふうに展開できるのかっていう先を見 越してやっていくっていうことは必要だろう というふうに思います。

現状、村有林や民有林で伐採されて採材する時にですね、例えば、エゾマツの大径木は2.7、274センチ、だいたい2メーター80で一番玉を採材して売ると、だいたい一般価格からみれば、3倍なり4倍の価格に実は売れるわけですよね。ところが、現状、そういったものがたいへん、伐採箇所の中で少ないものですから、事業体の方はそのへん十分理解していないまま、残念ながら高く売れるものもパルプ同然の採材をして売っているっていうのが実態です。

ですから、今、銘木ビジネスの問題もあり ますけれども、そういった事業体の意識を変 えていきながらその中で事業体を育成してい

って、せっかく貴重な資源である村の財産を 少しでも付加価値を高めて売るためには、多 少手がかかってでも、採材方法そういったも のもやはりきちっと教育していかなかったら、 今までのように処分されればそれをパルプ同 然で採材してしまって木材の価値をなくして しまうと。こういうことは今残念ながら行わ れているので、やはりそういったきめ細やか な指導を、採材を含めてきちっとやっていけ ば、必ずしもマカバやシナ・セン・タモ・ナ ラそういったものばかりに目をあてるんじゃ なくて、エゾやなんかが実はたくさん山の中 には大径木が残っているわけですから、一番 玉をそういった採材方法によって一定の量を 集めることによって、2倍なり3倍の付加価 値が生まれてくると、こういった実態もあり ますので、そのへんも含めて取組みをしてい くことも必要だろうと思いますし、また、う ちの村にはエンジュの木が大変アリサラップ を中心にして多くあります。これらについて もですね、大変価値のある材がありますので、 そういったことも含めてもう一回総体的に見 直しをかけながら、そういった優良広葉樹等 を含めて、価値ある材を計画的に生産・育成 していくっていうことをぜひ、この中で取り 組んでいただきたいというふうに思います。 そのへんについて再度村長の考え方を伺いま す。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 今ご指摘がありましたが、村としても保残木の重要性、そういったものを認識しながら銘木の価値ですとか村有林内にある木材の価値、そういったものを調査しながら売る先等を考えて、村有林から少しでも価値が生み出せるようにしていきたいと考えておりますし、それを進めていく事業体については人材育成含め、これから取り

組んでいく所存でございますのでご理解をお 願いしたいと思います。以上です。

○議長(相川繁治君) 6番、五十嵐正雄君。 ○6番(五十嵐正雄君) 次に林業労働者担い手対策の奨励金、俗に言う餅代のことについて質問します。既に朝に局長なり事務局のほうから配布されました資料が今回、私のほうから指摘する問題です。これについては、すでに道の方が基金を積んで、その益金でこういった林業労働者・従事者、それから事業主、それから市町村、道という形で負担金を取りながら、より林業労働者の短期雇用を就労の長期化を図ったり、できれば通年化を図って安定して地元に残って仕事ができる、こういったものをしていくために担い手対策の奨励金・餅代として実は払っているところなんです。

ところが、今の政府の低金利政策やマイナ ス金利の中で、基金そのものがどんどん減っ ていくとこういう状況にあってですね、この 奨励金も減額をせざるを得ないという道とい うかの動きであります。ここに書いてありま すように230日、昨年の11月1日から今年の 10月31日、つまり1年間の間でどれだけ労働 者を雇用したかということによってですね、 それぞれ最低140日以上雇用すれば、140日で したら12月に4万4800円の餅代がここから支 給されると。最大230日くらいであれば10万 1200円くらい。250日でも11万くらいの餅代 が出ると。みなさんもご承知のように林業労 働者っていうのは手当てがないわけですね。 12月になっても一切そういった年末手当とい うかそういったものが支給されないというこ とで、こういった制度を取組みながら林業労 働者の雇用安定を図っていくと、こういうこ とでそれぞれ基金を作ってこういう取組みが なされているわけです。

今回、この事業が秋までに解約されて掛け 金が、掛け金でない奨励金の減額の改悪案が 出されるという状況にあります。なんの手当 てもない民間林業労働者にとってはですね、 長年の戦いの中で勝ち取ってきた制度の改悪 の動きは許すことができないということであ ります。改悪された場合はですね、村として 差額分を雇用奨励金として支給し、民間林業 労働者の雇用安定と年末の生活向上を維持す る考えがあるか伺います。

この制度は、占冠村が実は村単独で早くか ら林業労働者に餅代を払ってきた経緯があっ て、この140日以下ほとんどの事業体、うち の村では140日以下の労働者が圧倒的に多い わけですから、実はこの制度に乗れない人が 結構いるわけです。こういった人たちについ ては村独自にですね、雇用奨励金っていうこ とで3万8千なにがしの金をこの間ずっと支 給してきました。これは全道でもうちの村だ けがやっている、林業労働者を大切にすると いうことでこの間やっているわけですから、 当然、今回の140日雇用されない人は造林関 係だったらほとんどそうなんですけれども、 120日確保できるかどうかという人たちはこ の制度に乗れないわけですから、村はそれで 救済してきたという歴史があります。そうい ったことも含めてですね、今回減額された場 合の対応について村の考え方を伺います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 担い手対策奨励金制度についてでありますが、 林業就労の長期化・安定化の促進を図ること を目的に作業員・事業主・市町村・北海道が 一定の掛け金を負担し合い、年間140日以上 250日以内の就労を条件として就労日数に応 じて奨励金を支給する制度でございます。奨 励金については、議員がご指摘のとおり、北 海道で今年から減額が予定されております。 そのため担い手対策という同事業の主旨を踏まえまして、差額分について支給できるよう 制度の見直し等を進めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 6番、五十嵐正雄君。 ○6番(五十嵐正雄君) 林業労働者にとっては今の村の答弁っていうのは大変ありがたいというふうに思われます。こういった取組みについてもですね、ぜひ広報等できちっと流して、村はこうやって林業労働者をなんとか地元で働いて、長く続けるように取り組んでいる事を広報で流していかなきゃならないというふうに思っています。ぜひこれらについて、最大限差額を払っていただけるということで、林業労働者にとっては大変ありがたい話だというふうに思っています。これからもですね、林業労働者の雇用安定や労働条件向上のために、村はさらに努力されることを期待して質問を終わりたいと思います。

〇議長(相川繁治君) ここで 2 時まで休憩 いたします。

> 休憩 午後1時50分 再開 午後2時00分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会 議を開きます。一般質問を行います。

5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 議長のお許しをいただきましたのでいくつか質問をさせていただきます。まず防災対策についてです。8月の末にかけての4つの台風。とりわけ台風10号の被害で、北海道では大樹町・新得町それぞれ死者1名、清水町で行方不明の方が2名いらっしゃいます。北海道だけにとどまらずですね、岩手県では死者が20名、行方不明が4名いらっしゃって合わせて22名の方がお亡くなりになられ、行方不明が6名いらっしゃい

ます。心よりお悔やみを申し上げたいと思います。また、歴史的にも人的にも繋がりが深い南富良野町、そして日高町の日高地区千栄においても大変大きな被害があります。村からもしくは社会福祉協議会からボランティアの方が行かれています。なによりですね自分のお休み、自分の時間を使って村民の方もたくさん南富良野町、特に南富良野のほうにボランティアに行かれています。このことに対して心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

まずですね、トマム地区を中心に村として も被害があったわけですが、この災害の対応 について特に台風10号の避難勧告の出た災害 について、この時点で村長がどういった評価 をしているのかということを一つお伺いした いと思います。

併せてですね、南富良野町、村長も6日の日に池部町長のほうを訪ねられたと行政報告の中にありましたが、本当に隣町で歴史的にもつながりが強い南富良野町で、今、ボランティアセンターが立ちあがって毎日100人、週末は200人、300人とボランティアの方が来ています。ただ、それを運営していく行政の側、そしてボランティアセンターの側が非常に大変な状態にあるというふうに聞いております。同じ広域連合の中でもありますし、この南富良野町に対してこれから村の方でどういった支援を考えられているのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) 山本議員のご質問に お答えいたします。今年の8月30日から31日 にかけての台風10号の影響による災害につい ては、先ほど行政報告でもさせていただきま したが、過去に例をみないほどの降雨により 家屋・河川・道路が被災し、風による倒木、 車庫等の損壊などトマム地区に甚大な被害を もたらしました。

この対応の評価でございますが、占冠消防と連携を行いながら早めに災害対策本部を設置し、現地指揮監督者及び現場への派遣職員の選任・派遣を行っております。2つ目として雨が翌日朝まで降り続くことの予報から暗くなる前に避難所を設置し、自主避難を呼びかけることができたそういった点があげられます。また、避難所設置に際して職員を速やかに派遣し、混乱もなく受入れができた点、それから双珠別ダムの放流情報を受け、双珠別地区全世帯に対して電話連絡を行うことができました。そういったことが評価として考えております。

それから南富良野町への支援でございますが、先ほど専決処分で承認をいただきました諸費で支援物資の予算を計上しておりまして、25万円の支援物資、内容ですけど軍手1000束・防塵マスク1000個・モップ100本、これらはすでに南富良野町に支援物資として送っております。

それから人的な支援でございますが、上川 管内の町村会で上川の絆19というものを決め ております。その中で南富良野町から町村会 の上川支部に連絡がいけば、支部から各市町 村に要請の内容がきております。支部からは 9月6日に要請がありまして、4名を派遣し ております。また広報車の貸出しでございま すが、9月4日から9月10日にかけて貸出し をしております。また日赤奉仕団でボランティアを募りまして村の職員がそれに参加して おりますし、村内の個人、それから団体の 方々のボランティアもあると聞いております ので、そういった人的な支援も行っておりま す。また南富良野町から直接支援の要請があ れば上川の絆19と併せて支援体制をとってい きたいとそのように考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。 **〇5番(山本敬介君)** 今回ですね、今申し 上げた南富良野町の幾寅地区で堤防が決壊し まして甚大な被害がありました。冒頭議長の ほうからもありましたが、上流域ではですね 1時間に90ミリというふうにいわれておりま したが、今、国土交通省のほうから出ている 情報ではですね、24時間に気象レーダー等に よる解析、これはアメダスがないところでの 解析、山の中での解析ということですが、8 月31日の1時AMまでの24時間に、南富良野 町では最大600ミリ、日高町では400ミリとい うふうになっています。南富良野町ではこの 解析では1時間に100ミリというところもあ りましてですね、本当に膨大な雨が降ったと いえると思います。

落合地区に行きました。落合地区は川が二 つ合流しています。一方シーソラプチ川とい うのは北落合に行く川。ルウオマンソラプチ 川というのがトマム側の道道に沿って流れて いる川です。今見ていただければ分かります が、シーソラプチ川は割合澄んでいてそこの 合流点からの上流の被害もさほどではないん ですね。ルウオマンソラプチ川、要はトマム 側の河川の被害が非常に大きい状態です。川 の荒れ方も全く違う状態ですね。そして日高 の日勝峠、これも千栄に通じる沙流川が非常 に大きな被害を受けました。ご存知のとおり トマム、奥トマムから日勝峠頂上まではさほ ど距離がありません。ということはですね、 この落合から日勝峠の間にものすごい雨が降 ったと、たまたまトマム地区は被害を免れた と。水野宅に行く村道を見てきましたが、す さまじい破壊になっています。復旧するのは これ難しいんじゃないかというくらい川に溝 が掘られていてですね、非常に水の大きな力を感じました。よくあの水が上トマム地区で 出なかったなと、よく収まったとちょっと驚 くほどの被害です。

今回のことはですね、以前から東日本大震 災以降防災についていつ何が起こるか分から ないと議会の中でもたびたびみんなで議論し てきたことが現実になったと。ただたまたま 占冠は最小限度の被害で免れたというふうに 言えるんじゃないかというふうに思います。 このような被害が再度起きた場合ですね、ト マムや占冠の中央地区でどのようなことにな るのか村長の認識をお伺いしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 北海道で実施した平成20年度鵡川浸水想定区 域検討業務そういうのがありますが、それに よりますと占冠市街から中央宮下地区までの 間ですけど、1時間当たり39ミリの降雨が約 4時間降り続くと堤防の氾濫が起こると予想 しています。従いまして時間90ミリまたは、 1日累積雨量500ミリの豪雨の場合、議員ご 指摘のとおり、堤防決壊の恐れがあるとそう 認識してございます。以上です。

○議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。 ○5番(山本敬介君) 今村長の認識をお聞 きしました。ということは本当に明日にでも 同じような災害が起こる可能性があるという ふうに理解をして、今後の行政運営もしくは、 議会の方も動いていく必要があると思います。

そういった中で避難勧告とタイムラインということでお聞きしたいというふうに思います。今回の災害ではですね、避難勧告が出されて避難所が設置されました。しかしながら、避難した方は12名というふうに聞いています。同じく南富良野でもですね、避難指示が出たのは明け方の堤防が決壊してから。あの決壊

した部分が非常に広い田畑のある地域でした ので増水がさほど高くならなかったと。中に は車の上や倉庫の上に逃げて助かった方もい らっしゃいます。あれがもう少し水かさが上 がっていたと思うとですね、人的被害も免れ なかったんじゃないかなというふうに思いま す。岩手県岩泉町もそうですね、やはり、避 難指示を出す予想ができなかったと、伊達町 長仰っていましたが、早め早めの避難、避難 をすると住民側にはもちろん負担になります が、被害は最小限に抑えられるといったこと が今回の災害で明確になったんではないかと いうふうに思います。

滝川市でですね、これも災害の後にあった 報道で私も知ったんですが、タイムラインと 事前防災行動計画というものを導入している というふうに聞いています。これはアメリカ のハリケーンに対応した考え方らしいので、 日本ではまだまだこれをどう日本型にしてい くかっていう調整というかですね、検討が必 要だというふうに思うんですが、これはもう 災害の5日前から関係各所が打ち合わせをし て、少なくとも災害の48時間前には、2日前 には避難所の準備をして、36時間前には避難 勧告を開始すると。その上陸ゼロの地点では 警察や消防の活動は停止をできるようなそう いったシステムになっています。このタイム ラインについて、もしくは、避難指示につい ての考え方について村長の考えをお伺いしま す。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 タイムラインの考えでございますが、昨年国 主催で開催された第3回対策本部会議という のがありまして、国管理河川を対象に避難勧 告等の発令に着目したタイムラインを平成32 年度までに河川の氾濫により浸水する恐れの ある730市町村で策定し、さらに本格的なタイムラインを全国展開していくことを決定しました。村といたしましても、タイムラインは有効な手段と考えておりまして、今後、導入に向けて情報収集を行っていきたいとそのように考えております。

また、避難指示の考えでございますが、占 冠村地域防災計画の避難対策計画の中にある 避難準備情報、または避難勧告・指示の基準、 それらに基づいて判断をしています。国土交 通省が管理している河川水位観測所の水防団 待機推移・氾濫注意推移・避難判断推移・氾 濫危険水位も基準に加え、氾濫危険水位に達 した場合、また、恐れのある場合は速やかに 避難指示を発令することとしています。また、 今回トマム地区では公営住宅への土砂災害の 危険があったため、付近の住宅を中心に上ト マム全員に避難準備情報を発令しましたが、 このように状況に応じた避難指示も行ってい きたいとそのように考えております。以上で す。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) できる限り早めの指示と、昨今やはり予想がつかない状態っていうのが続いています。これをどう事前に、未然に防いでいくかその手腕の行政にも問われていると思います。今回のトマムの対応のことで、一定の評価ということで村長から先ほどお話がありましたが、トマムの町内会等とも少し話をしてきましたが、やはりこういった大雨になるとですね、例えば消防団の方も消防団活動に出るよりも、まず、自分のお店のことだったり、そっちの対応にまず取られてしまうと。そういう時に動ける人がやはりトマム支所は支所長ともう一人しかいませんので、行政は動ける人って非常に少ない状態なんで

すね。今回は、中央の方は本当に雨もほとん ど降っていないような状態でしたので、こち らから即人数をかけて行ってこの対応ができ たんですけれども、これは中央の方も同じよ うな状況になった時、果たしてトマムは同じ ような対応をしてもらえたんだろうかという 声が聞かれました。これまでトマムは水害は 大丈夫だよと、これも根拠のない安心ですが、 川小さいから大丈夫だろうということでそれ ほど心配してなかったんですが、今回のこと で、やはりなんかあった時にこの30キロの距 離でトマムの対応っていうのが非常に難しい んじゃないかというふうに感想を言ってらっ しゃいました。再度村長にひとつ戻りますが、 トマムの対応について今後の考え方をお伺い したいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 評価と反省点もございまして、反省点では情報の共有、そういったものを本部と現地等で連携不足のところがあったと。それから情報提供の遅れ等もありました。そういったことと、それから今まで現地対策本部、トマム地区に限定してそういった本部の設置した事例がなかったことから、先ほど言った情報伝達の不足、指揮系統など十分に機能していなかったそういった面がございます。やはりここは現地対策本部の機能と本部との連携、そういったことについて再考、もう一回考えていかなければならないそのように思っています。以上です。

○議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。 ○5番(山本敬介君) そうですね、再構築 をぜひしていただければというふうに思いま す。その中で多分出てくると思いますが、今 回の中で、例えば避難所になっているトマム のコミュニティセンターが、水が漏れて半分 使えなかった。向かって右側半分が使えなく て、左側半分を使ったと。これ上からの雨漏りなのか、側面からの水漏れなのかそのへん詳しく調べないとわからないと思いますが、そういったこと、もしくは住宅に溜まった水を出すのにポンプがなかったですとか、災害情報を出すのにホワイトボードが足りなかった、そういったようなことも聞いております。そのへんもぜひ早急に精査をしてですね、必要な対応をしていただきたいと思いますが、この件についてもお伺いします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 村としても今回の災害の対応について検証しなければならない事項、まだ情報等集めなければならないものもありまして、それらに基づいて多分災害対応で足りないものですとか、いろいろな課題も出てくるかと思いますのでそういったことを整理して対応してまいりたいそのように考えてます。以上です。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 次の災害情報の提供 についてお伺いします。防災情報の伝達につ いては過去に何度か質問をしてきました。今 回の対応についてお聞きしたいと思います。

さらにですね、村のホームページには避難所、避難所の情報、断水の情報が一切なくてですね、バスの運休情報だけが更新をされていたと。多くの住民がホームページを見に行ってどうなっているんだろう、何も載ってないということで、それぞれ個々のフェイスブック等で情報共有をしていました。住民からもっとインターネット使った情報提供してほしいと私も言われました。芽室町のホームページを見ましたらですね、非常にうまくできておりまして、トップページでも常に新しい情報がどんどん上がっていると、フェイスブックで状況の

画像等がどんどん上がっているということで、こういう緊急情報や状況が逐一確認できるように、村のホームページも変更していく必要があるというふうに思いますが、村長のお考えをお伺いします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。 ホームページへの掲載でございますが、避難 所・避難・断水等の情報については公共情報 コモンズを通して情報を配信しています。広 報車、電話等での周知を行っていたためホームページへの掲載をしていませんでしたが、 インターネットを活用した情報提供は重要で あると認識しておりますので、ここは反省点 として今後活用してまいりたいそのように考 えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 一点ちょっと指摘し 忘れたんですけれども、実は避難所の情報を 検索しますと、今回ヤフーかな、その避難所 情報の中でトマムのコミュニティセンターが 表示されないという事象がみられました。小 中学校は避難所として出てくるんですけどれて いませんでした。こういったですね、これは ヤフーのほうにも問題があるのかもしれませんが、住民側としてはトマム避難所で検索を したときに出てくる情報っていうのは非常に 重要なんですね。そこに表示される情報の精 度、これは行政側のほうからぜひ確認をして いただきたいと思います。この件再度お聞き します。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 確認いたします。以上です。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) それでは次の質問に

移りたいと思います。道の駅についてです。 昨年の12月にも質問していますが、先ほど木 村議員の質問にもありました。道の駅は地域 の顔であり縮図という言葉がありました。こ の1年間の入り込みの推移、月別の入り込み 数についてお伺いします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 平成27年度の入り込 みでございますが、1年間で36万4857人で対 前年比マイナス2%となっています。以上で す。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 月別ではどの月にど のくらい入っているか、ピーク時の数でかま わないんですが、情報ありましたら、数字あ りましたらお知らせください。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 今年の4月から8月 分で申し上げますと、4月が1万2988人、5 月、3万7746人、6月、4万8719人、7月、 8万2394人、8月、7万7256人で、5か月間 の合計が25万9103人となりまして平成27年4 月から8月分との比較では前年比15%の増加 になっています。以上です。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 今村長に聞いた数字、 非常にいい数字だと思います。明らかに昨年 よりも集客が増えていると、これは国の施策 にもよると思いますが、外国人の方も非常に 増えております。特に7・8・9月がどのく らいになるのか、最近の国道の通行止めもあ ってですね、この活況というか集客の多さは 続いているんだというふうに思います。

そういった中ですね、やはり特にこの繁忙 期、女性トイレの行列がほぼ常態化をしてい るという状態があります。占冠村の地域の顔 であり縮図という場所で、やはりトイレにな かなか入れない女性が並んでいるという姿というのは、これはまず最初に解消しないと、とてもじゃないですが満足度上げるというふうになっていかないというふうに思います。中で働いている方にお話をききますとやはり女性トイレーつ和式のトイレが残っていますので、それがなかなか使いたがらないということで、これもひとつ、まずできることじゃないかなというふうに言っていました。

道の駅20年近く経ってこれからどうしてい こうか。当初はですね、ショッピングモール も村民のショッピングモールということだっ たんですよね。中に電気屋さんが入っていた り、スーパーが入っていたり、村民が冬でも 暖かく買い物できるだろうということで始ま っていたんです。今とは全然状況が違います。 こういうふうに道東道開通してこれだけの人 が入って、中で商売をしていくというコンセ プトと最初から違っていたという側面もある と思います。私もこの先を見据えた改装等を、 一気にやるというよりは毎年ですね、改装し ていくなり、増設していくなりしていく必要 があるんじゃないかというふうに思いますが、 このあたりの認識と将来展望についてお伺い します。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 女子トイレの件でございますが、指定管理者から利用者の苦情、洋式化への要望をいただいております。大型バスが連続で入ると掃除のタイミングがなく、さらに苦情が増える要因となっておりまして、女子トイレの行列についても承知しておりますので、議員ご指摘の和式便器の洋式化については、なるべく早い時期に取り替えを実施したいと考えております。大型バスの休憩時など行列を完全に解消することは現状では難しいと考えておりますが、高速道路開通前、

平成22年頃には臨時的にコミプラのトイレを 開放し対応した事例もありますので、指定管 理者や所管する教育委員会とも協議・検討し てまいりたいそのように思っております。

また、施設の改修等につきましては、今年 公共施設の計画も作りますので、その中で検 討していくこととしたいと思っています。以 上です

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) もう1点、トイレのことですね、農村公園側のトイレの夜間照明なんですけども、確かに私も使ったことありますが、近くに行かないと電気が点かないので初めての人には分かり辛いという声がありました。節電ももちろん大事ですけれども、案内の照明、これも併せてですね、トイレということで検討いただければと思いますがお伺いします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。 夜間に入口の照明に虫が集まり、トイレに入 れないとの苦情があったことから入口の照明 を消しておりましたが、虫の集まりにくいL ED照明に切り替えるなどで対応していきた いとそのように考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 次の質問にいきたい と思います。芸術文化の育成をということで あります。まず教育長に現状認識についてお 伺いしたいと思います。

今日も議会の冒頭で、みんなで読みました 村民憲章、文化を育て、豊かな郷土をつくり ましょうということで謳われております。し かしながらですね、占冠村で芸術文化を育て る施策は、残念ながら稀薄だというふうに私 は思っております。文化祭等で芸術に親しも うという村民の方たくさんいらっしゃいます。 ただですね、なかなか本物の芸術に触れる機会っていうのがこの村内で少ないと。周りに豊かな自然があります。この自然と質の高い芸術っていうのは非常に結び付いていくんじゃないかなと。長い目で行政を見ていたときにですね、教育行政の中で大変重要な部分じゃないかなというふうに思っております。

占冠の総合計画の実績には芸術鑑賞の項目 はあるんですが、3項目とも芸術鑑賞になっ ているんですね。演劇鑑賞になっているんで すね。富良野の演劇工場・演劇工房あります のでそういったところとのつながりっていう のは非常に大事で、これもベクトルとしては 非常に大事だと思いますが、やはり多様な芸 術に触れる機会っていうのをぜひ作っていっ てほしいと思います。改めて教育長の認識を 伺います。

〇議長(相川繁治君) 教育長。

○教育長(藤本 武君) お答えさせていた だきます。芸術文化の取組みにつきましては、 私が就任して以降大きなものといたしまして は、平成24年の札響占冠ジュニアクラッシッ クコンサート、それと占冠伝統芸能ワークシ ョップ、それとトマム薪能、それと平成25年 度占冠村神楽祭りを開催しております。実際 に直接アートに関わる分野については実施し ておりませんけれども、平成25年に自主創造 プログラムの中で村の中は美術館ということ で公民館、道の駅、信金等で絵を、催しをや ったことがございます。それと時期にもより ますけれども小中学校の修学旅行、あるいは 見学旅行等を活用した取組みということで、 その時期とちょうどその美術館とかそういっ たところの催し等が合致するかちょっとそれ は別かもしれませんけれども、予算等の訪問 代もありますので文化祭等でのなんか催しが できればというふうには考えてはおられます

けれども、実際に美術館から絵画等持ち出す ということになるとセキュリティ等との関連 もございますので、今後どんなことができる のか中身はちょっと検討したいと思います。

それと今年度でございますけれども、コミプラに大型のスクリーン画面を常設で配置いたしましたので、今後そのスクリーンを活用した行事等も考えていきたいというふうに考えてございます。以上です。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) アスペン市との姉妹 都市提携をしておりますが、私も昔市民交流 で行ったことがあります。本当に街のあちこ ちにですね、いろんな彫刻があったりですね、 現代アートがあったりですね、非常にいいな というふうに思った記憶があります。もちろ ん市民が鑑賞するということも一つですが、 やはり占冠村を訪れてくださる観光客のみな さん、そして、こういうちょっと芸術に理解 のある村だったら住んでみようかなと思うよ うな移住の方々にもこれは必要な施策になっ てくるんじゃないかなというふうに思います。 今の市街地、電柱・電線も埋め立てられてで すね、道の駅の景観も統一されて非常にいい 雰囲気だなというふうに思います。アスペン の町並みを参考にデザインされたというふう に聞いていますけれども、こういった芸術作 品の部分っていうのは当初計画にはなかった んでしょうか、お伺いします。

〇議長(相川繁治君) 教育長。

○教育長(藤本 武君) 答えさせていただきます。調べてみますと、平成4年に作成された占冠中央地区ふれあいの道基本構想を見たんですけれども、その中には今ご指摘のあった件については明記はされてございませんでした。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 先ほど出張美術館の 話もありました。今の基本構想にはなかった という話もありました。教育長はそういった アートについて市民に見てもらう機会を増や していく、そういう具体的な施策を今後進め ていくような考えがおありかどうかお伺いし たいと思います。

〇議長(相川繁治君) 教育長。

○教育長(藤本 武君) 議員がどんなことをちょっと想定しているのか分からないんですけれど、村民の方がそういった触れる機会ということになると、こちらから旭川なり札幌なりの美術館に現状では行かないと見れない。先ほど申したとおり、それを占冠村に運んでくることについては種々の問題があるので、議員が言っているのは今そういったような村民、例えば文化連盟だとかそういう要望があったときにそういった住民を連れて行くとかそういったようなことなんでしょうかね。ちょっと答えにならないんですけれども。

○議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。 **〇5番(山本敬介君)** 最後にもう一度お伺 いすることにします。まず村長のほうにしむ かっぷアートキャンプの総括ということでお 聞きしたいんですが、2011年から2013年です ね、これ12年となっていますが、文化庁の支 援を受けて、しむかっぷアートキャンプが行 われています。現代アート中心で大変著名な 芸術家を招いて行われたアートキャンプです が、私は非常に良い取組だなということで、 今道の駅の脇の農協倉庫の後ろにある大岩オ スカールさんの壁画なんかもたまに眺めてい いなと思って見ておりますが、なかなか村内 でその効果っていうのは波及をしなかったな という感想がありました。この芸術家等の交 流の継承などですね、この事業の効果を村長 にお伺いしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。 しむかっぷアートキャンプにつきましては、 平成23年と24年度に補助を受けて行っており ます。また平成25年度は村単独事業として行っており、3年間事業を実施しました。当時 観光協会が主体となりまして、アーティスト・イン・レジデンスとして事業が開始されました。道内外の学生や著名な芸術家が村を訪れ、事業計画とおりには必ずしも進まない状況もありましたが、ハイクオリティーな芸術に触れる機会が少ない小さな村でトップアーティストの作品を見たり、指導を受けながら子どもたちが作品づくりに取り組んだり、新しい文化との出合いの場を創出したことは成果があったと考えております。

しかしながら、周知不足や新たに事業に対する村内での合意形成、新たな観光ルート作りといった面からすると不十分さもあり、反省点も数多くあげられます。以上です。

○議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 最後に二人にお伺いしたいなと、教育長と村長ですね、お伺いしたいなと思うんですが、文化を育て、豊かな郷土をつくるには長い時間が必要で、一朝一夕でできることはありませんと。しっかりした理念と哲学の下、様々なアプローチから芸術活動を支援し、一方で高いレベルの芸術に村民が触れる機会を提供していく方が大事だと。具体的に教育長が何を想定しているのかということでしたが、簡単に言ってしまうと、何かこう芸術作品の銅像とか彫像とかそういうものを建てればいいのかと。ただそれは行政側が一方的にそういうふうに考えるんではなくて、市民との対話の中でどういった形で

そういうものを作っていくのか。そしてです

ね、アートキャンプ、アスペンの姉妹都市交

流でもそういった芸術の芽っていうのはたく さんあると思うんですね。

特にしむかっぷアートキャンプの方はですね、中心になっていただいた金沢工芸大学の吉田準教授はうちの村の人と血縁がある方ですので、そういったせっかく作ったつながりをぜひこれ3年間やって、そのあと何も残ってないのであれば、この3年間はなんのためにやったのかということにもなるというふうに思うんですね。ぜひですねその繋がりを取り戻しながら、行政としてしっかり予算化した中で計画的に進められないものかというふうに思います。教育長から先にお伺いして、そのあと村長にお伺いします。

〇議長(相川繁治君) 教育長。

○教育長(藤本 武君) 答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、文化を育て、豊かな郷土をつくるには述べられたように長い時間がかかると思います。先ほども申しましたけれども、予算等の関係もございますので教育委員会だけで開催するということについては、現状では難しいのかもしれませんけれども、地域住民の意見、要望等を伺いながら関係団体、村とも協議してまいりたいと思ってございます。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 村もこの間、しむかっぷアートキャンプを3 年間、平成24年度から25年度はトマム薪能、 占冠神楽祭りを実施し、芸術文化振興による 地域の活性化の取組に関わってまいりました。 観光協会や村が事務局を務めての実施であり、 長く継続していくにはマンパワー不足が否定 できないところであります。芸術文化の取組 を長く続けていくには、やはりその主体とな る団体や担い手が中心となり、その取組を村 が後押ししていく形が望ましいと考えていま す。

また、感性豊かな幼少期や子どもたちが芸術に触れる機会喪失の優位性は認めつつも、これまでの取組から芸術文化に対する考え方やその良し悪しも個人の感性で大きく異なるため、村民の合意形成にあたっては、慎重に検討することも一方では必要であると考えていります。今後は、教育委員会や関係者と事前によく相談しながら取り進めてまいりたいと考えておりますが、現段階において村で新規事業の計画は持ち合わせておりません。以上でございます。

〇議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 最後に一つだけ、マンパワー不足という話もありましたが、芸術の世界ではですね、ビエンナーレというと2年に1回なんですよね。トリエンナーレというと3年に1回です。というふうに長い時間をかけて醸成していくもの、特に芸術については3年に1回イベントでやるというような手法もあります。そういったこともぜひ検討していただきたいなというふうに思います。最後にもう一度お聞きします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 先ほど言いましたけど、芸術文化というのはやはり個人の感性によるところが、大きいものがあると思います。ただ、今まで培ってきた財産といいますか、しむかっぷアートキャンプ、3年続けまして確かに吉田先生の作品も展示してございます。そういったことを考えますと3年に1回なり、何年に1回、そういう催しも検討に値するのかなと思ってはおりますが、いかんせんこれもやはり村だけでは推し進めることはできませんので、教育委員会や関係する人たちと相談してみて今後どうするか考えていきたいと思います。以上です。

〇議長(相川繁治君)次に1番、工藤國忠君。

○1番(工藤國忠君) 議長のお許しをいただきましたので3点ほど質問をしたいと思います。まず下トマム3線にあります廃棄物処理場でございます。現在のペースで埋め立てが行われますと5年くらいには満杯になるんでないかと思います。今後も埋め立て方式で進められるのか村長の考えをお伺いしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) 工藤議員のご質問にお答えいたします。質問の最終処分場につきましては、現在委託期間を10月31日までとした残余容量等調査を実施しておりまして、今後のゴミ処理方針決定に向けた検討資料とすることとしています。本村のゴミ処理方針については、それら内容、調査内容を勘案しながら村のゴミ減量化推進委員会、併せて富良野広域圏で検討していくこととしてございます。ですから今後どういう方式でやるかというのは、この委員会の中で検討してまいりたいそのように考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 1番、工藤國忠君。

○1番(工藤國忠君) それと一方ですね、 高温焼却方式が適切か検討されたことはあり ますか。比較検討すべきと思いますが、村長 の考えをお願いいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 高温焼却方式についても選択肢の一つではありますが、現在、市町村単独設置の場合、財政支援措置がない状況にありまして、多大な財政出動が想定されます。生活環境への影響、自然環境への影響、経済性など総合的に考慮した処理方針の決定に向け、検討してまいりたいとそのように考えております。以上です。 O議長(相川繁治君) 1番、工藤國忠君。

○1番(工藤國忠君) 3番目のトマムリゾート施設の増設計画が出されています。廃棄物処理問題については、新たな考え方をもって対処すべき時に来ていると思いますが、予算確保を含めた事業計画を早急に立てる必要があると考えます。村長の考えをお伺いいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) お答えいたします。 トマムリゾート施設からの廃棄物につきましては、現在進めている残余容量等調査の中でも調査することとしておりますが、本村の最終処分場にはトラックスケール設備がないため、正確な排出量を算出することが困難な状況にあります。今後のゴミ処理方針について、ゴミ減量化推進委員会の中で検討することとしていることから、トマムリゾート施設からの廃棄物についてもゴミの減量化、それから費用負担のあり方等を検討してまいりたいと考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 1番、工藤國忠君。

○1番(工藤國忠君) 質問第2に移ります。 JR駅の乗降改善要望についてですが、この 件については木村議員からもありましたが、 9年後の2025年には超高齢化時代となります。 車の運転もできない高齢者が増加することが 明らかになっています。公共交通としてJR 利用は欠かせない交通手段であります。トマム・占冠両駅の乗降、上り下りとも1番ホームにできないか。また、ポイント切り替えまたは信号機など可能とも聞いております。村として確認調査と改善要望をすべきと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) 昨年の6月24日にJ R北海道本社へ要望意向、トマム駅ホームの 関係で関係者協議を行っておりましたが、現状において進展は見られておりません。要望の際には、バリアフリー化やスロープ設置などを要望いたしましたが、議員ご指摘の1番ホーム上下線の乗り入れにつきましては、村要望に含まれていない事項であり、協議の際もJR側から上下線1番ホーム使用の話は出ておりませんでした。将来的な可能性も含めまして、まずはJRへ確認させていただきたいそのように考えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 1番、工藤國忠君。 ○1番(工藤國忠君) この問題はですね、 エレベーターもいいんですが、簡単にできる ような問題だと私は思いますので、エレベー ターを付けるよりは。もう一度ですね、JR のほうと話を進めていただきたいと思います。

質問3に移ります。災害対策と避難路の早期実施計画の着手ということですが、想定外の降雨量による風水害、冬季間の雪害など、最近気象変化による災害が頻発しています。昨年中央地区では、占冠消防裏から占冠中学校に向けての歩道が完成しましたが、車での避難路の確保が必要であります。千歳橋上流から中学校に向かう線をまず早急に確保、計画すべきと思いますが、また、トマム支所の避難所の車いす対応の入り口を向かって右側から利用できるように改良してはいかがかと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。 まず避難路でございますが、本件については、 昨年春の所管事務調査の中でも現地を見なが らご指導を受けているところでございます。 議員の皆さまのご意見を賜りながら様々な問 題も出てくると思いますので、まず調査を行 い、検討を行っていきたいとそのように考え ております。 次にトマム支所、車いす対応でございます。 トマムコミュニティセンターのスロープにつ きましては、幅が狭く、距離も長いことから 非常に使い辛いとのご指摘を受けています。 議員ご指摘のように玄関右側から利用できる ように検討を行いますが、冬の除雪等の問題 もあるため、当面はポータブルスロープの設 置などで対応を考えてまいります。以上でご ざいます。

〇議長(相川繁治君) 1番、工藤國忠君。

○1番(工藤國忠君) これトマムの避難ですが、本当に今ついてるあれは狭くて、冬が丈夫な人でもあそこは登って行くのが大変です。凍って大変なわけです。ぜひともこれは実施していただきたいなと思います。

それでは2番目に移ります。現在占冠、トマムの避難所にはですね、障害者用の車いす対応のトイレが完備する必要があると思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) 障害者用の車いすの 関係ですが、トマムコミュニティセンターに おいては、既存の障害者用トイレで対応して まいります。また、占冠中学校については障 害者用トイレが整備されていません。構造上、 増設、改造が困難ですので障害者用仮設トイ レで対応していきたいと考えております。以 上でございます。

○議長(相川繁治君) これで一般質問を終わります。ここで3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時02分 再開 午後3時15分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会 議を開きます。

◎日程第10 議案第1号から日程第14 議案第5号

〇議長(相川繁治君) 日程第10、議案第1号、訴えの提起ついての件から日程第14、議案第5号、占冠ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定することについての件まで5件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号、 議案第2号、議案第4号、議案第5号につい ては産業建設課長、小林昌弘君。

〇産業建設課長(小林昌弘君) 議案書33ページお願いいたします。議案第1号、訴えの提起について。滞納住宅使用料の支払い請求に関する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年9月13日提出、占冠村長、中村博。

1、訴えを提起する相手方、現住所、氏名 記載のとおりでございます。2、請求額、記 載のとおりでございます。3、訴えの趣旨。 訴えを提起する相手方は、平成16年7月1日 から平成21年8月26日まで第2トマム団地に 入居していたが、住宅使用料の滞納があり、 督促を続けていたが1度少額の分納があった のみで滞納が続いていた。平成26年11月26日 に弁護士法人佐々木総合法律事務所と債権回 収についての交渉について委任契約を締結し 督促を続けていた。督促開始後、2度の分納 があったが、納付が滞り、平成27年12月16日 付け督促以降納付がないため支払い請求に関 する訴えを提起するものです。4、訴訟遂行 の方針。(1)裁判の結果必要がある場合は、 上訴するものとする。(2)訴訟において必 要がある場合は、適当と認める条件で和解に 応じるものとする。5、訴訟提起予定年月及 び裁判所、平成28年9月、富良野簡易裁判所。 議案書35ページをお願いいたします。議案第2号、訴えの提起について。村営住宅の明け渡し及び滞納住宅使用料の支払い請求に関する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年9月13日、占冠村長、中村博。

1、訴えを提起する相手方、現住所、氏名 記載のとおりでございます。2、請求額、記 載のとおりでございます。3、訴えの趣旨。 訴えを提起する相手方は、平成7年5月13日 から現在まで第2トマム団地に入居している。 平成23年12月分から平成28年7月分まで56ヵ 月分の住宅使用料について一度も納付がなく 滞納が続いている。督促を続けており、本人 は支払う意思を示すものの1度も納付されな いため、7月15日付け「占冠村営住宅明渡請 求書」により8月12日までに滞納住宅使用料 の全額納付または住宅の明け渡しを求めたが、 期限までに全額納付及び住宅の明け渡しがな かった。8月13日付けで「占冠村営住宅入居 許可取消通告書」により入居許可を取消し、 自主退去を求めているが現在までに住宅の明 け渡しがないため、住宅の明け渡し及び支払 い請求に関する訴えを提起するものです。4、 訴訟遂行の方針。(1)裁判の結果必要があ る場合は、上訴するものとする。(2)訴訟 において必要がある場合は、適当と認める条 件で和解に応じるものとする。5、訴訟提起 予定年月及び裁判所、平成28年9月、富良野 簡易裁判所。

議案書39ページお願いいたします。議案第4号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて。占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を次の通り制定する。平成28年9月13日提出、占冠村長、中村博。

改正理由です。平成28年12月24日に中央処

理区で営業用・団体用と使用している者、新たに使用しようとする者の使用料金の半額措置が終了するため、引き続き5年間延長を継続するため本条例の一部を改正するものでございます。施行期日、1、この条例は平成28年12月25日から施行する。経過措置、2、この条例の施行の際、中央処理区において現に従前の規定により営業用及び団体用として使用している者並びに新たに使用しようとする者は、使用料の規定にかかわらず、この条例の施行の日から5年間に限り2分の1の額とし、5年間経過した日から全額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用者となる場合は、対象とならない。

議案書41ページお願いいたします。議案第5号、占冠ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定することについて。占冠ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次の通り制定する。平成28年9月13日提出、占冠村長、中村博。

廃止理由です。占冠ヘリポートは山岳地帯 特有の山火事、崖崩れ、遭難等の災害救助と 行動な治療を要する緊急医療の確保、さらに は近くの大規模リゾート地への航空アクセス として不特定多数のヘリコプターが離着陸で きるヘリポートとして平成2年に開港した。 しかしながら、離着陸数は現状の一途をたど り、特に近年緊急時のドクターへリは、グラ ウンドや空き地の活用が可能となり、また、 観光客もバブル期のような長期滞在者が減少 に転じるなか、地域観光に期待するも所期の 目的達成には至っておらず、毎年、管理・運 営に多額の費用を費やしている現状から、占 冠ヘリポートを継続することは困難であるた め、本条例を廃止するものでございます。附 則、この条例は、平成29年4月1日から施行 する。以上でございます。ご審議よろしくお 願いいたします。

〇議長(相川繁治君) 議案第3号について は企画商工課長、松永英敬君。

〇企画商工課長(松永英敬君) 議案書の37 ページをお願いいたします。議案第3号、占 冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制 定することについて。占冠村村びと条例の一 部を改正する条例を次の通り制定する。平成 28年9月13日提出、占冠村長、中村博。

本条例の改正理由でございますが、第19条 第2項に定める会議の招集について、議長を 委員長に文言修正を行うものでございます。 附則といたしまして、公布の日から施行する こととしています。以上、よろしくご審議の ほどお願いします。

○議長(相川繁治君) これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第15 議案第6号から日程第19 議案第 10号

○議長(相川繁治君) 日程第15、議案第6 号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第 4号の件から日程第19、議案第10号、平成28 年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1 号の件までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第6号については総務課長、多田淳史君。

〇総務課長(多田淳史君) 議案第6号説明の前に発言の訂正について2点ほどさせていただきたいと思います。午前中にご審議させていただきました日程第5及び第7の承認第1号・第3号についてでございます。まず、承認第1号の6ページ、説明の中で平成27年度占冠村一般会計補正予算第2号と説明をさせていただきましたが、平成28年度占冠村一般会計補正予算第2号の誤りでございます。同様に承認第3号の20ページの説明で、平成

27年度占冠村一般会計補正予算第3号と説明 しました件につきましても、平成28年度占冠 村一般会計補正予算第3号の誤りでございま す。訂正させていただきましてお詫びを申し 上げます。

それでは43ページをお開きください。議案第6号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。平成28年度占冠村一般会計補正予算、第4号は、歳入歳出それぞれ2700万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ27億6650万円とするものと、地方債の変更3件でございます。以下、事項別明細で歳入からご説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。 9 款、1 項、 地方特例交付金において1 目、地方特例交付 金7万1千円の増額でございます。

10款、1項、地方交付税におきまして1目、地方交付税では普通交付税8680万4千円の増額。

14款、2項、国庫支出金において、1目、 総務費国庫補助金は社会保障・税番号制度シ ステム整備費補助金で150万の増額。

17款、1項、寄附金において、4目、民生 費寄附金を新設し、福祉事業寄附金2万2千 円の増額でございます。

18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は500万円の減額。7目、林業振興基金繰入金200万円の増額。8目、減債基金繰入金は5000万円の減額でございます。

50ページをお願いいたします。19款、1項、 繰越金において、1目、繰越金で前年度繰越 金1728万9千円の増額でございます。

21款、1項、村債において1目、総務債で 臨時財政対策債2018万6千円の減額、過疎対 策事業債で小型動力ポンプ付積載車整備事業 分10万円の減額。5目、土木債は過疎対策事 業債で橋梁長寿命化事業で540万円の減額で ございます。

次に歳出についてご説明いたします。51ペ ージをお願いいたします。2款、1項、総務 管理費において1目、一般管理費は福利厚生 会報償費補助金3万円の増額。3目、会計管 理費で指定金融機関送信ソフト更新委託料9 万8千円の増額。5目、総合センター管理費 で修繕料27万7千円の増額。7目、企画費で 地域高規格道路に係る整備効果検討業務委託 料300万円の増額、北海道自治体情報セキュ リティクラウド構築費負担金9千円の増額と 財源振替。8目、支所費で修繕料21万3千円 の増額、上トマム地区公園測量設計委託料及 び上トマム地区公園整備委託料128万円6千 円を減額し、トマム地区公園基本設計業務委 託料128万6千円の増額でございます。9目、 交通安全対策費は修繕料8万3千円の増額。 11目、諸費は消耗品費48万8千円の増額、全 国瞬時警報システム事業保守業務委託料37万 4千円の増額と、災害用ポンプ等使用料70万 円の増額でございます。

52ページをお願いいたします。2款、2項、 徴税費において2目、賦課徴収費は社会保 障・税番号システム整備費補助金の確定に伴 う財源振替でございます。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費において、 1目、戸籍住民基本台帳費で社会保障・税番 号制度に係るシステム整備委託料81万円の増 額、住基ネットワークシステム共同利用料 104万9千円の減額でございます。

3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費で修繕料66万円の増額、福祉基金積立金2万3千円の増額。2目、老人福祉費は臨時雇上賃金20万円の増額、養護老人ホーム被措置者徴収金還付金4万1千円の増額でございます。

53ページお願いいたします。3款、2項、

児童福祉費において、1目、児童福祉総務費で社会保障・税番号制度に係るシステム整備委託料44万8千円の増額、国庫負担金返還金492万6千円の増額。2目、へき地保育所費で修繕料6万7千円の増額でございます。

4款、2項、清掃費において2目、じん芥 処理費は最終処分場関連で消耗品費1万4千 円、ゲート移設等修繕料91万5千円の増額で ございます。

6款、2項、林業費において、1目、林業 振興費は委託料で林業6次産業化推進事業 200万円の増額、地域おこし協力隊公用車及 びノートパソコン等リース料37万3千円の増 額でございます。

7款、1項、商工費において、2目、観光 費で赤岩青巌峡伐木除去業務委託料25万7千 円の増額でございます。

54ページをお願いいたします。8款、1項、 道路橋梁費において1目、道路維持費は村道 除排雪機械等借上料170万円の増額。3目、 橋梁維持費は財源振替でございます。

8款、3項、住宅費において、1目、住宅管理費で修繕料500万円の増額でございます。 10款、1項、教育総務費において、3目、 義務教育振興費でコミュニティスクール関連で学校運営協議会委員報酬8万6千円の増額、 普通旅費7万円、通信運搬費7万2千円、高速道路使用料2万円の増額でございます。

10款、4項、社会教育費において3目、コミュニティプラザ管理費で修繕料130万円の増額、工事請負費は執行残の整理で140万円の減額、備品購入費10万円の増額でございます。

55ページをお願いいたします。11款、2項、公共土木施設災害復旧費において、1目、道路橋梁災害復旧費で村道修繕料500万円の増額でございます。

12款、1項、公債費において、1目、元金は一般財源が確保できたため財源振替を行うものでございます。

13款、1項、普通財産取得費において1目、 土地取得費は避難路用地の取得に伴い、不足 額が生じたため9万5千円の増額でございま す。

戻りまして44ページをお願いいたします。 補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳 出予算補正のとおりでございます。

地方債の補正につきましては、46ページ、 第2表になります。表のとおり臨時財政対策 債、過疎対策事業債で小型動力ポンプ付積載 車整備事業債、橋梁長寿命化事業債の3件に ついて変更しようとするものでございます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたしま す。

○議長(相川繁治君) 議案第7号、議案第10号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。 ○保健福祉課長(伊藤俊幸君) 57ページをお開きください。議案第7号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算の総額を歳入歳出それであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、58ページに記載の第1表歳入歳出予算補正によります。

詳細について事項別明細書に基づき説明をいたします。60ページをお開きください。歳入からです。3款、2項、国庫補助金、3目、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金におきまして165万2千円の増額です。

8款、1項、繰入金、2目、国保財政調整

繰入金におきまして214万8千円の増額。

9款、1項、繰越金におきまして、前年度 繰越金で950万円の増額です。

61ページをお願いいたします。歳出でありますけども、1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして13節、委託料でシステム改修委託料165万3千円の増額、14節、使用料及び賃借料、その他使用料及び賃借料で2万円の増額です。

2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険 者療養給付費におきまして300万円の増額。

2款、2項、高額療養費、1目、一般被保 険者高額療養費におきまして387万1千円の 増額です。

10款、1項、償還金及び還付加算金、1目、 償還金におきまして平成27年度療養給付費等 国庫負担金精算に伴う返還金として475万6 千円の増額であります。以上、よろしくご審 議お願いいたします。

続きまして73ページをお開き願います。議 案第10号、平成28年度占冠村介護保険特別会 計補正予算、第1号について説明をいたしま す。平成28年度占冠村介護保険特別会計補正 予算、第1号は歳入歳出予算の総額に歳入歳 出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ1億1060万円とす るものであります。歳入歳出予算の補正の款 項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、74ページに記載 の第1表歳入歳出予算補正によります。

76ページをお願いいたします。補正予算の 内容についてでありますけど、まずは歳入か らであります。8款、1項、繰越金、1目、 繰越金において前年度繰越金で170万円の増 額です。

続きまして歳出ですけれども、1款、3項、 介護認定審査会費、2目、認定調査等費にお きまして役務費で手数料7万5千円の増額です。

4款、1項、償還金及び還付加算金、2目、 償還金におきまして平成27年度介護給付費国 庫負担金精算に伴う返還金として116万6千 円、平成27年度介護給付費道負担金精算に伴 う返還金として45万9千円の計162万5千円 の増であります。以上、ご審議のほどよろし くお願いします。

○議長(相川繁治君) 議案第8号及び議案 第9号については、産業建設課長、小林昌弘 君。

〇産業建設課長(小林昌弘君) 議案書63ページお願いいたします。議案第8号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号。平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8360万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年9月13日提出、占冠村長、中村博。

66ページお願いいたします。事項別明細、 歳入からご説明いたします。3款、繰入金、 1項、繰入金、2目、占冠村簡易水道施設整 備基金繰入金、1節、占冠村簡易水道施設整 備基金繰入金140万円の増額でございます。

4款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金1節、繰越金100万円の増額でございます。 歳出です。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、11節、需用費、修繕料におきまして村内4か所の浄水場がありますけれどもそちらの濁度計の修繕、それとトマム13線の沢川の水源池におきます取水口の 土砂の除去、それと給水管の分水栓の撤去で 90万円の増額でございます。15節、工事請負 費150万円の増額でございます。共同住宅給 水工事で160万円の増額、量水器取替工事で 10万円の減額でございます。

議案書64ページお願いいたします。以上、 説明した内容で第1表歳入歳出予算の補正の とおりでございます。ご審議、よろしくお願 いいたします。

議案書、67ページお願いいたします。議案 第9号、平成28年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号。平成28年度占冠村 公共下水道事業特別会計補正予算、第1号は 次に定めるところによる。歳入歳出予算の補 正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ30万円出それぞれ9990万円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当 該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。 地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第 2表地方債補正による。平成28年9月13日提 出、占冠村長、中村博。

議案書71ページをお願いいたします。事項 別明細、歳入からご説明いたします。

5款、繰越金、1項、繰越金、1目、下水 道事業、1節、繰越金、前年度繰越金で70万 円の増額でございます。

7款、村債、1項、村債、1目、下水道事業、1節、資本費平準化債40万円の減額でご ざいます。

議案書72ページをお願いいたします。歳出です。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、下水道費、11節、需用費、修繕料で30万円の増額でございます。

4款、公債費、1項、下水道公債費、1目、 元金、財源振替でございます。

議案書68ページお願いいたします。以上、

説明した内容で第1表、歳入歳出予算補正の とおりでございます。

議案書69ページお願いいたします。地方債の補正です。第2表のとおり資本費平準化債、下水道事業を変更するものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

〇議長(相川繁治君)以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。 本日はこれで散会します。

散会 午後3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 28年 10月 24日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

占冠村議会議員 山本敬介

平成28年第3回占冠村議会定例会会議録(第2号) 平成28年9月14日(水曜日)

〇議事日程

			議長開会宣言(午前10時)
日程第	1	議案第 1号	訴えの提起について
日程第	2	議案第 2号	訴えの提起について
日程第	3	議案第 3号	占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することに ついて
日程第	4	議案第 4号	占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定すること について
日程第	5	議案第 5号	占冠ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 を制定することについて
日程第	6	議案第 6号	平成 28 年度占冠村一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第	7	議案第 7号	平成 28 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第	8	議案第 8号	平成 28 年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
日程第	9	議案第 9号	平成 28 年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第	10	議案第 10号	平成 28 年度占冠村介護保険特別会計補正予算 (第1号)
日程第	11	認定第 1号	平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定 について
日程第	12	同意案第1号	占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ て
日程第	13	意見書案第7号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求 める意見書
日程第	14	意見書案第8号	特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書
日程第	15		議員派遣の件
日程第	16		閉会中の継続調査所管事務調査申出

〇出席議員(8人)

議長	8番	相川	繁	治	君	副議長	1番	工	藤	或	忠	君
	2番	木 村	_	俊	君		3番	大	谷	元	江	君
	4番	長谷川	耿	聰	君		5番	Щ	本	敬	介	君
	6番	五十嵐	正	加生	君		7 悉	佐	野	_	公子	君

〇欠席議員(0人)

〇出席説明員

(長部局)

占 冠 村 中 村 博 長 会 計 管 理 者 小 尾 雅 彦 企 画 商工課長 松 永 英敬 保 健 福祉課長 伊 藤 俊幸 林業 振 興 室 長 今 野 良彦 総務 担当主幹 蠣崎 純 企 画 担 当 係 長 佐々木 智 猛 戸籍担当係長 竹 内 清 孝 社会福祉担当主幹 桑 高 浩 介護担当主幹 木 村 恭 美 建築担当主幹 嵯 峨 典 子 環境衛生担当主幹 平岡 卓 (教育委員会)

教 育 長 藤本 武 学校教育担当主幹 小 瀬 敏 広 (農業委員会)

事 務 局 長 小 林 昌 弘 (選挙管理委員会)

書記 長 多田淳 史

監 事 務 局 長 尾関昌敏

査 委 員 山本敬介 委 員 鷲 尾心英 監 査

副 村 長

務 課

地域振興対策室長

產業建設課長

トマム支所長

財務担当係長

商工観光担当主幹

国保医療担当主幹

保健予防担当主幹

土木下水道担当主幹

建築担当係長

林業振興室主幹

教 育 次 長

社会教育担当主幹

長

総

堤

多田

小 林

野 原

後藤

上 島

橘

松永真

石 坂 勝

鈴木智

岡崎

村

野

平 Ш 敏 満

淳

直 広

昌 弘

満 彦

大 樹

義 和

早

佳

至

阿部貴裕

苗

里

美

則

宏

口

史

〇出席事務局職員

(監査委員)

事 務 尾関昌敏 久 保 璃 華 局 長 主 事

◎開議宣言

○議長(相川繁治君) ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

〇議長(相川繁治君) 本日の議事日程は、 あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第1、議案第1 号、訴えの提起についての件を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませ んか。

2番、木村一俊君。

O2番(木村一俊君) おはようございます。お許しをいただきましたので質問させていただきます。この1号議案、2号議案についても言えるのですが、今回訴えを提起することで確定判決をもらって債務名義として強制執行をかけて債権回収をしていこうという一連の流れであります。実際差押え競売してお金をもらえるかどうかということになるんですが、今回の裁判費用なり弁護士費用なりがかかっているわけです。実際、最終的な配当までに至って実際68万何がしが全部回収できるかどうか、その見込みがあっての訴えの提起なのか。

それとも競売にかけた場合、他に債権があれば、抵当権が付いていればそっちの方が買っちゃうかもしれないし、うちの方がどれだけ回収できるというそういう見込みがあっての訴えの提起なのか。そのへんお尋ねいたしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林

昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 木村議員の ご質問にお答えいたします。見込みがあって の提起なのかというご質問ですけれども、こ ちらに関しましては回収するという下で今回 提起させていただいております。

2点目の競売等については、個人の方の持 ち物の競売等については考えておりません。 以上でございます。

○議長(相川繁治君) 他に質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番(長谷川耿聰君) ただいま木村議員 から質問がございましたが、私の覚えている 限りでは1号議案、2号議案共初めてのこと だと思います。そこで若干、公営住宅につい て、私も過去に公営住宅の選考委員を仰せつ かったことがございますが、それから相当時 間が経っておりますので、公営住宅というの は一体どういうものにあるものかというのを 勉強させていただきました。そこでちょっと 読ませてもらいますと、公営住宅法の目的で は国と地方公共団体が協力して健康で文化的 な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを 住宅に困窮する低所得者に対する低減な家賃 で貸価することにより国民生活の安定と社会 福祉の増進に寄与することを目的とする、と 規定されております。安い賃金の方、所得の 方が入るということです。

こういうような条件のもとで、村では公営 住宅選考委員会を設置しまして、入居を決定 しているわけでございますが、そこで私の質 問したいことは、これだけ提起するまで長い 間置いておかずに、途中でもって退去・明渡 しの手続きを早めに行って、公営住宅に入り たい方が待っておられると思いますけども、 新しい方を入れると。こういった裁判沙汰に までせずにもう少し、もっと早めに結論付け てやった方が良いかと思うんですけど、この へんについて村長の考え方をお伺いいたしま す。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。 住宅料の滞納につきましては、その都度担当 より請求しておりまして、経過については課 長の方から申し上げますけど、そういった仕 事を放棄していたわけではございません。以 上です。

○議長(相川繁治君) 4番、長谷川耿聰君。 ○4番(長谷川耿聰君) 仕事を放棄したと かではなくて、早めに結論付けてここまで長 引かせずに新しい人をいかがかということを 質問しているんです。今度訴訟を起こすので 相当の金額ですよね2人共。一人の方は68万 4400円ですか、もう一人の方は59万5200円で すか。ここまで溜めずにいい加減なところで ケリをつけて、当然公営住宅法にも書いてあ ると思うんですけども未納の場合は退去だと かいろいろなことがありますので、そういう ことでもって早めに整理して、新しい方を入 れたらいかがかということをお伺いしている んです。

〇議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) ひとつは住宅料の納入についての催促と、それから退去についてもその都度通知はしてございます。ただここまで長引いたのは、今まで分納だとかそういうことで払う意思を示してきたということもありましてここまで延びた経過がございます。そのへんの詳しいことは担当課長よりご説明申し上げます。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林 昌弘君。

〇産業建設課長(小林昌弘君) 議案第1号

の件からご説明いたします。訴えの趣旨と重複する点もあるかと思いますけどもご了承いただきたいと思います。この方につきましては平成17年10月分から平成21年8月分まで一度も納付がありませんでした。この間、督促状の送付・訪問・電話等による支払いのお願いをしてきているところでございます。

しかしながら、納付には至らず、平成26年 11月26日に弁護士法人佐々木総合法律事務所 と債権回収についての交渉について委任契約 を締結しております。その後、2回に渡り弁 護士の方から本人と連帯保証人2名に督促状 を送付したところ、数十万円の入金がござい ました。しかし、その後連帯保証人等に督促 状を送付するも納付がなく、連絡も途絶えた ことから今回の訴えの提起となっております。 〇議長(相川繁治君) 他に質疑ありません か

6番、五十嵐正雄君。

○6番(五十嵐正雄君) 住宅料やこういっ た問題については過去の議員協議会等でもか なりやってきたし、一般質問というか予算や 決算でもかなり議論してきたと思います。そ この中でやはり連帯保証人に対して、例えば 10か月も1年も経って連帯保証人に連絡して、 連帯保証人に言ったらそんなの今まで一言も 言われないでと、こういういろいろな問題提 起があって、やはり早めに例えば2か月くら い溜まったらすぐ連帯保証人に連絡をしてこ ういう状況になっているよと、こういうこと を含めてきちっとそういった対応をしたうえ で未納をできるだけなくして、本人の状況で は分割なんかも含めて早い時期にそういった 対応していかなかったらこういう問題が出る よということで過去に中央地区の団地の中の 住宅料の問題でそういった事件、案件があっ たわけです。その時にそういった議論をして、 そういった反省に立ってやっていきますとこう言ってきてこの間こういった問題が出てきたということで、先の議員協議会でも言ったようにやっぱりきちんと反省して、阿貫道のではいうことを出して、職員が共通の認識に立って、きっとこれ大体税金とか音えるかけです。そういったことにならないようにということで過去この間議会で議論して、議会や役場でそういう認識を統一してきないるので、そのへん今回の問題を契機に再度そういった反省をして、何が足りなかったのかということをきちっとすべきだと。

美幌町に行って状況を見たときには、庁内的に全体でいろいろな部署、税金の関係とかそれから教育委員会の関係、そういったものも横断的にやって徴収率を100パーセントにしてきたということを議会の方からも総務常任委員会の報告としてあげて村に出しているわけです。ですからそういうことをきちっとやってもらわないと必ずこういった問題は出てくるわけです。これに近いようなことがこれからも現状多々あると思うんですよ。そういったことをもう少し庁内的に横断的に議論していかないとこういった問題がなくならないと。

ですから今回これはやらざるを得ないと思うんですけども、何故こうなったかを含めて庁内的にちゃんと徴収体制やそういった相談体制や何かが出来るような職場状況になっているのか含めて担当者に全部責任を負わせるのではなくて、庁内的な合意形成をして、できるだけそういった利用者に理解をしてもらって徴収していく体制をぜひ取ってもらわなかったら、これからも今も現にそういう問題が進行しているわけですから、こういった裁

判闘争だけで終わらすのではなくて日頃の行政としての取組みをもう一回見直さないとだめだろうと思っています。そういった意見も付け加えておきたいというふうに思っています。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林 昌弘君。

O産業建設課長(小林昌弘君) 五十嵐議員 のご質問にお答えいたします。議員の仰ると おり、今後は未納金が多額にならないよう滞 納者と連絡を密に取って、なるべくお会いし て収納に結びつけていきたいというふうに考 えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、訴えの提起について の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって議案第1号は原案のとおり可決 しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長(相川繁治君) 日程第2、議案第2号、訴えの提起ついての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

〇2番(木村一俊君) 先ほどの質問の課長 の回答のところと併せまして質問いたしたい のですが、先ほど課長は今回の訴えについて は債権回収が目的であって競売については考 えていないという答えがありました。それは やっぱりおかしいと思うんですよね。訴える ということは強制執行を目的として訴えるわ けで最終的にはそうなっちゃうと差押え・競 売ということになるわけなので、それで債権 回収となるわけで、競売を想定したものでは ないという答えはおかしいと私は思います。 やっぱり先ほども聞いたんですが、裁判費用 をこうやってかけて、最終的に回収してこれ だけのお金がもらえるようになるのか、その へんの見込みとかがきちっとなかったらだめ だと思うので、そのへんのことも先ほどの議 案と今回の議案についてお尋ねします。

それからもう1点、今回92万だと思ったのが59万になりました。60万円以下なわけであります。60万円以下の場合でしたら例えば少額訴訟というものだとか、支払督促だとか、少額だったらそういう対応もできたのではないかと思うわけです。そうすると裁判費用だとか弁護士さんにかける費用が随分と安くなるわけで、そういうのは考えられなかったのかどうか、そのへんをお尋ねいたします。

それから今回の公営住宅というのは、地方 公共団体が国の補助を受けて整備をして住む 家がなくて困って、所得が少ない人に対して 安い家賃でお貸しするものであって、入居者 の資格だとか家賃の決定だとか、住宅を明け 渡すべきもの、管理の方法について規定され ているわけです。公営住宅法の32条1項2号 だとか占冠村営住宅管理条例の40条には、入 居者が家賃を3か月以上滞納した時には公営 住宅の明渡しを請求することができる、とい うことが決められているわけです。今回この 事案を見ると、56か月も滞納して請求してい るということなんですよね。普通3か月、お まけして6か月でも1年でもいいかもしれま せんが、56か月というとかなり常識外だと思 うんですが、こういう法律だとか条例の規定 にあってなぜ56か月も放置されたのか、その へんをお尋ねいたしたいと思います。

また、その住宅法だとか条例・規則には村 長から任命された住宅管理委員についての規 定があり、家賃納入の督促というその職務が あるわけです。そういう方が役場には居られ て、なぜ56か月も溜めるような状況になった のか、併せてお尋ねいたしたいと思います。

〇議長(相川繁治君) このままの状態で暫時休憩します。

休憩 午前10時22分 再開 午前10時27分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会 議を開きます。

産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 木村議員の ご質問にお答えいたします。まず1点目の競 売についてご説明いたします。この件につき ましては、当初から考えてはおりませんでし た。これにつきましては今後の裁判の中でど のような形になるか、それによって対応を考 えていきたいと思っております。

2つ目の回収ができるかという見込みなんですけれども、この方村外に家と土地を持っておりまして、そちらが売却できたということでうちの方はお話を伺っております。その売却された金額によって支払うというふうに話も聞いておりますので、うちの方では回収の見込みがあるということで考えております。

3点目の少額訴訟の件ですけれども、こちらにつきましては佐々木法律弁護士事務所か

らは、少額訴訟については140万円以下だということでお聞きしておりまして、今回の提起となってございます。

4点目のこの間、56か月放置されたのかという件でございますけれども、こちらにつきましては督促も続けていたわけですけれども、本人よりいついつ支払いますというお話を直接担当等にしておりましたから、本人の支払う意思があるということでこの間、このような期間にまでなってしまっているという状況でございます。以上です。

〇議長(相川繁治君)2番、木村一俊君。〇2番(木村一俊君)何回も言いたくないんですけれども、本人が払うと言ったら56か

月も投げておくのかという話なんですよね。 やはり3か月滞納があった場合はという、そ ういう規定があるわけなので、なんぼかおま けしてあげても良いとは思うんですけれども、 やはりそのへんの、住宅管理委員というのは 家賃を払ってくださいという督促の職務があ るわけなので、本当にこの職務を果たしたの かどうか。ただ意思を聞いていれば良いとい うことなんですか。どこまでの仕事をしなけ ればならないのかということもあると思うの で、そのへんをもう一度答弁して欲しいのと、 競売については対応を考えていなかったとい うことなんですけれども、これは結局少額訴 訟でやるということなんですか、そういうこ とで理解をして良いということですか。これ らの点についてお答えお願いします。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林 昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 木村議員の ご質問にお答えいたします。管理委員につい ては役場からどなたかにお願いすることであ りまして、現在、今はおりません。以上でご ざいます。 ○議長(相川繁治君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、訴えの提起についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって議案第2号は原案のとおり可決 しました。

◎日程第3 議案第3号

〇議長(相川繁治君) 日程第3、議案第3 号、占冠村むらびと条例の一部を改正する条 例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第3号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第4 議案第4号

〇議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4 号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する 条例を制定することについての件を議題とし ます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) また小林課長に聞く ことになると思うのでよろしくお願いします。 この条例が平成元年にできて平成8年からこ の値引、割引というかの経過措置が続いても う20年になるわけです。5年おきに附則の改 正で対応して、また来年はトマムについての こういう改正があると思うんですが、平成8 年からというともう20年になって、今後30何 年まで続くんですかね。なぜこの附則の改正 ということでやってきたのか。もう本則の改 正で対応していくべきでないのかと思うんで すけど、そのへんの考え方についてお聞きす るのが1点。

そして一応、対象件数というか、何件くらい該当しておおよそ年額にどのくらいの値引料になるのかお尋ねしたい。

3点目は、普通、条例の28条には我々が値 引してもらう減免規定というのが置かれて、 我々は減免届を出さなければならないわけな んですけれども、今回みたいな措置を受ける には、この方々にはそういう届出というのが 必要なのかどうか。手続き的な問題がどうな っているのか、それが第3点です。

それから最後、第4点目というのは、昨日いただいた資料の定例会の審議資料の末尾に監査委員の例月出納検査の結果が出ているわけなんですけれども、平成28年7月29日現在で222万8586円という三角がついて公共下水道事業特別会計が行われているわけなんです。こうやってこの会計も結局一般会計から繰り入れなければこの三角が消えない状況なわけなんですね。そんな状況でこんなにサービスしてあげていて良いのかなと、そのへんの見解についてお伺いしたいと思います。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林 昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 木村議員の ご質問にお答えいたします。1点目の本則の 改正を行うべきではないかというこの件につ きましては、今後検討させていただきたいと 思っております。

2点目の今回半額措置になる件数と金額ですけれども、用途としたしましては営業用と団体用がございまして、営業用につきましては23件、半額した場合の金額ですけれども、これから言う数字は7月現在のものですのでご了承ください。半額の場合ですけれども、271万9104円。半額しない通常の場合ですと543万8208円となります。これが営業用でございます。続きまして、団体用ですけれども、こちらの件数が15件です。半額の場合が40万2996円、通常の場合ですと80万5992円となります。

続きまして、3点目の減免による届出の手続きはどうなっているかというご質問ですけれども、こちらにつきましては、届出等は既に下水道の使用を開始しているところにつきましては用途等判明しております。しかし、今後使用される場合におきましては下水道の

開始届をいただきまして、それにより用途が 分かってきますので、それに伴い対応してい るところでございます。

それと、4点目の下水道事業マイナスの状況が続いているけれども、今後もこのような状況を続けるのかというご質問ですけれども、現状において一般会計からの繰入金に頼っている状況は確かでございます。今後、移住政策により人口が増えて少しでも使用料が増え、繰入金の減少に努めたいというふうに考えていることと、また、施設維持費等の縮減の上で半額措置の継続を続けていきたいと考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 今、その半減の額を聞いたら約300万くらいですか、半減している人の金額があるわけですね。そして27年の決算書が出ていますので下水道事業の使用料、27年全部で1280万くらいなわけですね。その中で300万円くらいの割引があるということは、割引している人にはありがたいと思うんです。でもこれを将来的に見たら、この人口1000人くらいしかいない村でみんな我々に今度跳ね返ってくるのではないかと僕は思うんですよね。やはりこのへんしっかり、きちっと考えていった方が良いと思うんですけど、課長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林 昌弘君。

O産業建設課長(小林昌弘君) 木村議員の ご質問にお答えいたします。この料金の半額 につきましては、平成33年12月24日以降は半 額措置を終了し、通常の料金体系にすること としていますけれども、その時の景気状況を 考慮しながら料金の値上げ等を考えていきた いというふうに考えております。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) その景気状況というか、経営状況というのは考えてくれてすごくありがたいと思うんですけど、みんな苦しいのは住民だってみんな同じだと思うんです。そのへんの配慮があれば、この下水道というのは大事なことだからやっぱり負担少なく長くみんなで使っていかなければならないので、ずっと続けていかなくてはならないものですよね。

1000人しかいないところで割りかえしてやっていくというのは本当に大変なことで、一般会計とかやっとやりくりしているわけで、ただ一般会計だって地方交付税があるからいいかなというようなことになってしまうと思うので、やはりそういうことはきちっとして、負担してもらうところは負担してもらうところは優しくしてあげると、そういったことが大事だと思うんですけれども、もう一度、何回もすいませんけどお願いします。

〇議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林 昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 木村議員の ご質問にお答えいたします。議員仰ることの とおりでございますので、そのへん十分に念 頭に置きながら今後料金につきましては対応 させていただきたいと思っております。

○議長(相川繁治君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村公共下水道 条例の一部を改正する条例を制定することに ついての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって議案第4号は原案のとおり可決 しました。

◎日程第5 議案第5号

〇議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5 号、占冠ヘリポートの設置及び管理に関する 条例を廃止する条例を制定することについて の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) また小林課長が担当なので、すみませんけどよろしく教えてほしいと思います。

まず、この条例の廃止でヘリポートの設置 と管理を止めていきましょうという、条例の 廃止ということなんですが、その後、施設の 今後というかそのへんはどういうふうになる のかお聞きいたしたいのが第1点。

第2点が一応この廃止理由として、前も協議会で言ったことあるんですが、離着陸数の減少の一途が挙がっております。協議会で出してきた資料では平成22年125人、平成23年63人、平成24年には50人、平成25年には59人、それから70人、72人と平成22年から24年までは減っています、確かに。でも25年から増えてきているわけなんですよね。この廃止理由としての離着陸数の減少がずっと続いているという理由は当てはまらないのではないかと思うんですが、そのへんの理由の説明を求め

ます。

それから、このヘリポートを設置した目的 として最初にうたわれているように、山岳地 帯特有の山火事・崖崩れ・遭難等の災害救助、 これが第1番目に挙げられているわけです。 今回みたく道路があちこち通れなくなった、 そうなるとやっぱり空しかないので、この目 的、設置した目的が効いて設置が認められた と思うんですけども、こういうことで使える 用途はあると思うんですが、あればあったで 良いと思うんですが、確かに管理とかなんか がお金がかかるというのはあるんですが、そ れは村が丸持ちでやっているから、それはや り方が悪いだけであって、だからこのヘリポ ートが本当に廃止して良いんだろうか。使え なくして良いんだろうか。もう一度考える必 要があるのではないかというのが僕の考えな んですけれど、このへんについてのお答えを お願いいたします。以上です。

〇議長(相川繁治君) このままの状態で暫時休憩します。

休憩 午前10時47分 再開 午前10時50分

○議長(相川繁治君) 休憩を排して会議を 開きます。

産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 時間をいただきましてありがとうございます。木村議員のご質問にお答えいたします。今後の利用状況ですけれども、今後は今のところリゾートとの調停もありまして、今後の利用についてはまだ決まっておりません。

2点目の要旨にあります離着陸数は減少の 一途をたどりということですけれども、過去 5年では平成22年がピークでありました。数 字的には増えている年度もありますけれども、 今年度の利用状況を考えても徐々に減ってい るということでございます。

3点目の同じく要旨にあります山岳地帯特有の山火事・崖崩れ・遭難等の災害救助についての件ですけれども、緊急時のヘリの離発着については、現在リゾートのエリア内での対応ができていると、上トマム地区についてはトマムの小中学校のグラウンドでも行えているということもありまして、そのようなことで対応しているということで考えております。

○議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。 ○2番(木村一俊君) 先ほどの利用数の数字の問題なんですが、今年度はちょっと分からないですけれども、前いただいた協議会の資料に載っていたところでは平成25年が59人、26年は70人、27年は72人とだんだん増えていっているのではないですか、ということなんです。だからこの理由は使うんじゃないよということで協議会の時、僕は言ったはずなんだけれどもこうやって使われているわけだから、そこはどういう理由でまた使ったのかということで説明を求めているわけです。

このヘリポートの設置目的として災害救助に使いますということは、例えば昔のヘリポートの免許取りたくてある企業から村が、市町村が開設届とか出すと取りやすいから、スムーズに公的機関がこうやってやると。そういうことで作ったヘリポートだったと思うんですよね。そして経費がかかると言ったと思うんですよね。それだと結構あるからそがらないけれども、それだと結構あるからそのへんをうちに入ってくるようにすれば支出だってたいしたことないと思うので、おいしいところだけみんな取られて大変なところだけみんな取られて大変なところだけみんな取られて大変なところだけっちに押しつけられた、その結果がこういうことになったと思うんです。そのへんの考

えを、数字のことはだんだん増えているでしょということ、利用者については。だからこれを使うんじゃないということなんですよね。 〇議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 木村議員の ご質問にお答えいたします。この離着率数は 減少の一途をたどりというこの文言ですけれ ども、私、当時全員協議会には出ていなかっ たことと、今までの勉強不足もありましてこ のような趣旨の内容になってございます。こ こは訂正とさせていただきたいと思っており ます。

今後の活用ですけれども、現在調停中ということもありましてお示しできる部分はない、できないですけれども、今後調定の方が精査できればそのへんまた利活用について検討していきたいと考えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠ヘリポートの 設置及び管理に関する条例を廃止する条例を 制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって議案第5号は原案のとおり可決 しました。 ここで11時05分まで10分間休憩いたします。 休憩 午前10時56分 再開 午前11時05分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第6 号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第 4号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ 数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に 簡潔に発言してください。質疑はありません か。

2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 何点かお尋ねいたします。51ページ、歳出の2款、総務費、1項、総務管理費の7目、企画費、13節、委託料にあります地域高規格道路に係る整備効果検討業務委託料300万円ということのこの内容をお尋ねいたします。

同じページ、8目の支所費にあります13節、 同じく委託料、今回減額が公園測量設計委託 料と公園整備委託料で108万円と20万6千円 が減額されて、トマム地区公園基本設計業務 委託料として同じ額が予算付けされているわ けですが、昨日の所管事務調査の報告でその 上トマム地区公園整備予定地調査についての 報告がありました。予算を取った時点と使い 道が違っているので整備計画が具体的になっ てから予算を確保し進めていただきたいとい う報告があったところでありますが、このへ んの整備計画、その具体化についてどうなっ ているのかということが1点。そして今回の 予算の基本設計業務委託料にはトマムに上が 付いていないのでその上が付いていないとい うことは、全トマムというふうに考えるのか どうか。もう1点が今回トマム、台風の被害 があり大変だったので公園の整備より復旧費 にあてたらどうかということです。

53ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目の児童福祉総務費、23節にあります国庫負担金返還金ということで492万6千円の増ということなんですが、これはどういう事務に対しての返還なのか、その内容を教えていただきます。

54ページの8款、土木費、3項、住宅費の 1目、住宅管理費の修繕料、公営住宅の修繕 だと思うんですが、どこの公営住宅なのか、 その修繕の内容を教えていただきたいと思い ます。以上です。

○議長(相川繁治君) 企画商工課長、松永 英敬君。

○企画商工課長(松永英敬君) 議案書51ページ、7目の企画費の13節、委託料でございますけれども、地域高規格道路に係る整備効果検討業務の内容でございますが、大きく2点ございまして、1点目としましては、整備効果検討といたしまして救急搬送、通学等の日常生活、買い物等の日常生活、通院、福祉施設に着目しまして、ルート2案のメリット・デメリットを比較検討する業務内容でございます。もう1点としましては、商業施設における現状の調査を行う、こちらはサンプリングの調査となりますけれども、村内店舗へもご協力をいただきながら、観光客の入れ込みと消費動向を実施する内容でございます。以上です。

○議長(相川繁治君) 保健福祉課長、伊藤 俊幸君。

○保健福祉課長(伊藤俊幸君) 53ページの 3款、2項、1目の国庫負担金返還金につい てでありますけれども、これにつきましては、 平成27年度の子育て支援制度にかかる国の制 度改正により算出方法等が変更になったため、 子どものための教育・保育給付費国庫負担金 と道負担金において返還金が生じたことによ るものであります。大きく言いますと、これ は保育所の運営費にかかる部分であります。 以上です。

○議長(相川繁治君) 次に産業建設課長、 小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) それではご 質問にお答えいたします。54ページ、8款、 土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費、 11節、需用費、修繕料500万円の内容でございます。こちらにつきましては村営住宅5戸の修繕か所と今後の退去の状況によりまして 修繕対応とするものでございます。続きまして、教員住宅です。こちらにつきましては2戸て を繕を予定しております。職員住宅、こちらにつきましては2戸の修繕を予定しております。 はつきましては2戸の修繕を予定しております。もう1か所、楓住宅です。こちらにつきまさいます。 ましては給水ポンプの部品交換ということになっております。以上です。

○議長(相川繁治君) トマム支所長、平川 満彦君。

〇トマム支所長(平川満彦君) 木村議員の 質問にお答えいたします。51ページ、2款、 1項、8目、支所費、委託料の上トマム地区 公園測量設計とトマム地区公園基本設計に関 する整備計画のお話がありました。整備計画 につきましては、今回のトマム地区公園基本 設計業務の委託料の中で行うこととなります。 内容は、ワークショップの開催を通して住民 の方々の意見を反映した基本計画を策定した いというふうに考えております。

2つ目の今回のトマム地区公園基本設計業 務委託という名前の上が抜けている理由です けれども、場所は上トマム地区でもちろん建 設される予定となっておりますけれども、この整備計画については中トマム・下トマムそれらの方々の意見も反映したいと考えておりますので、今回の名称は上を外しております。

3つ目の台風復旧も絡めた考え方でございましたけれども、場所が現在の支所裏を予定しておりまして、そこには神社付近の立木がございます。電線等にかかる立木もございますので、これは災害の復旧とは別に最小限立木を処理していきたいというふうに考えております。そのことで見積もりを徴収したところ、現在のトマム地区公園整備委託料の20万6千円が不用となりましたので減額しております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 今のトマム支所費の 関係のところで、これから開くワークショップの中で公園の設計を考えていきたいという お話でした。所管事務調査の時にいただいたスケジュール表がありました。それには4月に住民意見交換会を開いて、8月に具体的な方針を決定するということでスケジュール表には載っておりました。結局、先ほどのワークショップの中で設計していくというお話ということは、きちっとした方向ができていないということで理解して良いのかどうか、その点をお聞きしたい。

それから企画費のところの説明の中で、ルート2案という説明がありました。ルート2案ということは、トマムインターチェンジにつなぐ話というのがまだ生きている話なのか。それはこの高規格道路の期成委員会の偉い人の集まりがあって、その中ではっきりしていくという話しだったと思うんですが、それがどのようなふうな状況になっているのか。あくまでもトマムインターチェンジ、占冠インターチェンジどちらかのルートの選定につい

て、これからの話なんですよね。どの程度ま で進んでいるのか、そのへんのことをお聞き します。以上です。

○議長(相川繁治君) トマム支所長、平川 満彦君。

〇トマム支所長(平川満彦君) 木村議員の 質問にお答えいたします。基本計画の内容が きちんと詰められていないのではないかとい う話だったかと思います。まず、以前所管事 務調査で提出いたしましたスケジュール表の 中では、7月中にトマム地区公園整備意見交 換会を開催したいという話をさせていただい ております。その意見交換会につきましては、 若干時期がずれましたが、8月4日に開催し ております。ただし、その時の参加者が少な いということもございました。そのため、具 体的な計画に反映するものまでは至りません でしたけれども、現況の確認であるとか、今 後どのようにしたいという住民のみなさんの 意見を聞くことができました。

それらの意見を参考にしますけれども、今 後進めるのはワークショップを3回開催いた します。これは住民の方に集まっていただい て、まずこういう形の公園を作りたいという ことを、現地を歩きながら進めたいと考えて います。それらの意見を元に、今度は平面図 を作成します。現況の把握なども繰り返し、 敷地の分析、計画内容を検証、基本計画図の 作成、概算工事費の算出などを今回計上いた しました基本設計委託業務の中で行う予定と なっております。以上です。

○議長(相川繁治君) 企画商工課長、松永 英敬君。

○企画商工課長(松永英敬君) 今ご質問いただきました地域高規格道路のルート案の関係でございますけれども、こちら2案につきましては、占冠道東道の占冠インターチェン

ジかトマムインターチェンジのいずれに接続 する方法が占冠村にとってメリット・デメリ ット双方の面で効果があるかということを今 回調査する内容でございます。この間、村長 の方からも申し上げているとおり、旭川一十 勝道路につきましては、高速道路と接続する 主要道路とされておりまして、旭川開発建設 部の方からもこちらは村だけではなく、国・ 道の考え方も大きく反映するということが言 われておりますが、あくまでも占冠村として は、占冠村にとってどちらの接続ポイントが 望ましいか、ということを今回この業務を通 じて調査をしていきたいといった内容でござ います。国の審議会等につきましては、現在 具体的な情報はこちらに入ってきておりませ んので、そういった情報がまた入りましたら お知らせをしてまいりたいとこのように考え ているところでございます。以上です。

O議長(相川繁治君) 2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 支所費のことについてお尋ねいたします。結局ワークショップを何回か開いて計画を練っていきたいというふうに聞こえました。所管事務調査の報告で整備計画がきちっと具体的になってから予算を確保して進めていっていただきたいという報告書が昨日いったわけなんですが、そのへんについてどう思いますか。

○議長(相川繁治君) トマム支所長、平川 満彦君。

〇トマム支所長(平川満彦君) 木村議員の 質問にお答えします。今回の予算の中で行う のは、議員のお話したとおりワークショップ を通して計画を練っていくということでござ います。所管事務調査でお話のあった基本計 画をきちんと整備してからということでした ので、その基本計画を整備していくための予 算となっております。以上です。 **○議長(相川繁治君)** 他に質疑ありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 何点か確認・お伺い したいと思います。51ページ、2款、1項、 5目、総合センター管理費の11節の需用費の 修繕料27万7千円の内容をお伺いしたいと思 います。

続きまして52ページ、3款、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の11節の需用費の修繕料66万円の内容について確認をさせてください。

続きまして53ページ、4款、2項、2目、 じん芥処理費の中の修繕料91万5千円。委員 会の中で説明ありましたが、こちらも住民に 分かるように、事故に絡む部分ですので説明 を再度お願いしたいと思います。

その下、6款、2項、1目、林業振興費の 13節、委託料、林業6次産業化推進事業の 200万円の増です。これも説明が委員会であ りましたが、住民に分かりやすいように再度 説明をお願いしたいと思います。

最後に54ページ、10款、教育費、4項、3 目、コミュニティプラザ管理費の需用費、工 事請負費、備品購入費ですね。屋上防水の改 修工事が140万減額になって、修繕料が130万 プラスというような、掃除機購入が10万円と いうふうな出し入れになっているんですが、 このあたりの説明をお願いしたいと思います。 以上です。

〇議長(相川繁治君) 総務課長、多田淳史 君。

〇総務課長(多田淳史君) 山本議員のご質問にお答えいたします。2款、1項、5目の総合センター管理費の修繕料でございますけれども、こちらに関しましては総合センター内和室のストーブ、こちらの方が老朽化によ

りまして故障しているということでこちらの 交換修繕になります。以上です。

○議長(相川繁治君) 保健福祉課長、伊藤 俊幸君。

○保健福祉課長(伊藤俊幸君) 山本議員の 質問にお答えいたします。52ページ、3款、 1項、1目、社会福祉総務費の修繕料であり ますけれども、これにつきましては保健福祉 センターにおける修繕でありまして、床暖房 送水制御装置取替え40万円、給湯回路逃がし 弁取替え8万円、あと看板ですね、あそこが デイサービスセンターになっているものを保 健福祉センターに替えるべく看板の取替えで 18万円、計66万円の計上であります。以上で す。

○議長(相川繁治君) 林業振興室長、今野 良彦君。

〇林業振興室長(今野良彦君) 山本議員の 質問にお答えいたします。53ページ、6款、 2項、1目、林業振興費、13節、委託料の内 訳ですけれども、6次産業化推進事業にかか る人材育成費ということで、プログラムの作 成に100万円、研修会開催及び人件費で100万 円の200万円となっております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林 昌弘君。

〇産業建設課長(小林昌弘君) 山本議員の ご質問にお答えいたします。53ページ、4款、 衛生費、2項、清掃費、2目、じん芥処理費、 11節、需用費、修繕料ですけれども、こちら につきましては最終処分場フェンス補修、同 じく最終処分場出入口ゲートの移設でござい ます。以上です。

〇議長(相川繁治君) 教育次長、岡崎至可君。

○教育次長(岡崎至可君) 山本議員の質問 にお答えいたします。54ページをお開きくだ

さい。54ページ、10款、4項、3目、コミュニティプラザ管理費の11節、需用費でございます。修繕料につきましてはコミュニティプラザのホールの非常口が開け辛いということで、外構のさびが酷くて浮いて開き辛いということで外構からすべて、枠から取り替える内容となっております。工事請負費については入札による執行残でございます。

備品購入費に関しましては、想定おりますのがコミュニティプラザの図書室と児童室でございます。この件につきましては、住民の方より清掃が行き届いてないというご意見がございまして、この件に関しては今大型掃除機で対応しているんですが、小回りがし辛いということで、想定しておりますのが電池パック式の吸引力の高い掃除機の購入を予定しております。以上です。

O議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 再度、53ページの林 業振興費の林業6次産業化推進事業の人材育 成の部分ですけれども、説明は委員会の方で していただいているので私は分かっているん ですが、住民の方に分かりやすいように人材 育成、どういう人材育成をして何をするため に200万円増をしているのか、財源も含めて ですね、ちょっと説明をしていただければと 思います。

あとその上のゲートの部分ですね、これも もちろんゲートの移設と金網の修理というこ とでそれであっているんでしょうけれども、 これも事故に絡むものですので、もう少し詳 しく住民に分かるように説明をお願いしたい と思います。以上です。

○議長(相川繁治君) 林業振興室長、今野 良彦君。

〇林業振興室長(今野良彦君) 山本議員の 質問にお答えいたします。人材育成プログラ ムの件についてですが、林業全般について、 例えば伐採から下刈り、そのほか木材に関わ る流通等、林業全般の知識を覚えていただく ためのプログラムを作成したいということで 予定しております。以上です。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林 昌弘君。

O産業建設課長(小林昌弘君) 山本議員の ご質問にお答えいたします。最終処分場フェ ンスの補修ですけれども、現在ありますフェ ンス、冬期間の雪の重み等で痛みのある部分 が数か所ございます。それとその入り口の部 分ですとか、そういった部分補修をして安全 性に努めたいというふうに考えております。

続きまして、出入口ゲートの移設でございます。現在管理棟のある少し上の所に出入口ゲートがあるんですけれども、それを調整池が2つあるんですけれどもそれの下側に移設しまして、そこから部外者の立ち入りを禁止するという形で移設の方を進めたいというふうに考えております。以上です。

〇議長(相川繁治君) 他に質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番(長谷川耿聰君) だんだん声が出なくなっているので聞き辛い点があると思うんですけれどもご勘弁願います。

51ページの支所費で先ほど来木村議員から 質問がありましたトマムの公園でございます が、これにつきましては3月の新年度の議会 の時に私このように申し上げておりました。 少なくとも議会に提出する議案は不確定な要 素のものを出すべきでないと、はっきりした 数字を持って出すべきだ、という指摘をいた しておりました。これにつきましては支所長 も重々承知しておりますし、理解もしており ますと、何せ地域のためを考えておりまして、 この件に関してはご理解いただきたいと。これがいろいろとやり取りをする中で、村長もこのことについては賛同いたしてくれまして、今までの経験から予算を計上したと、私の意見はそのとおりだということでありました。そこでこの予算を認めたわけでございますが、この当時のいろいろな論議の中から考えると、地域の方が必要であるということで、今早急に作ってほしいというような感じに受け取られたわけでございます。

それが私欠席しておりまして総務産業常任 委員会の視察も欠席しております。それで先 ほど木村議員の話をお聞きしたところ、この スケジュール表というのが当時ありまして、 これは総務産業常任員会の時に資料をいただ きまして、まだ場所も何も決まっていないと。 しかも予算議決されてから現在まで何か月も 経っていると。なぜこんなに遅くなったのか、 その理由が私にはピンときませんし、分から ないんです。だから私は予算を出すときには はっきり確定した自信の持った金額をもって 出すべきだということでした。それがいまだ かつて場所も分からなければこれからいろい ろな方と協議しながら決めると。おそらく今 年間に合わないのではないかとこのように考 えております。それで先ほど来これはどうし ても必要なものであるのであれば作らなきゃ まずいと思うんですけど、この予算を保留し て、今災害復旧だとかいろいろなものがあり ますのでその方に回したらいかがかとこのよ うに考えております。

まずそこで1点目、どうしてこんなに遅くまで放置されたのか、このへんについて。支所長が途中で替わられているので聞くのはちょっと残酷かと思うんですけど、そのへんについて支所長の判断をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(相川繁治君) トマム支所長、平川 満彦君。

〇トマム支所長(平川満彦君) 長谷川議員 の質問にお答えいたします。議員ご指摘のと おり、3月の定例会の予算審議の中でこの内 容についてはもう少し中身といいますか、き ちんとした金額でというご指摘がございまし た。それらを踏まえて、今回、この予算計上 するにあたって基本計画を行うその道の歩掛、 それとワークショップを行うこの歩掛、これ らを計算したところ現行の予算を超えるもの となってしまいました。そのため、現在まで その部分については住民の方々にワークショ ップを一度だけ、住民説明会として開催する にとどまったわけでございます。そのため今 回の補正予算で計上させていただいて進めて いきたいというふうに考えております。

〇議長(相川繁治君) 4番、長谷川耿聰君。 ○4番(長谷川耿聰君) そういう問題が発 生するので、当初予算の時にしっかり不確定 要素の数字じゃなくてしっかりしたものがで きるんだったら当初予算にこれ出せなかった んです、そう思いませんか。出してきてその 後にいろいろな問題が生じて延びたと、これ 議会として理由になるか、こういうものを提 案して。このへんは深く反省していただかな くてはならないと思うんですよね。だからあ っさり、今回は予算計上しているのはいいん です。これはまるきり私からみると同じ金額 の入れ替えだと思うんです。同じ金額減額し て同じ金額補正しているんですよね、入れ替 えだと思うんです。数字のからくりに見える んですよね。

だからこういうものは当初予算でしっかり 今後計画を立てなければならないし、総務産 業常任委員会の視察の経過報告にもはっきり うたってありますし、こういうことは今後は 絶対ないように気を付けてもらわなければならないと、それだけ述べさせてもらって、この件につきましては村長にひとつ説明を願いたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) 平成28年度の予算編成時には、トマムから若い人がいなくなると、学校の存続も危ういと、そういう状況がひとつございました。村長室移動等やっておりますけど、その中で、親子でくつろぐ場所がない、南富良野ですとか清水まで行って時間を過ごすと、そういう声がまず一つございました。それから地方創生で定住対策もトマムで進めなければならないと。そういう背景がございまして、上トマムに公園を作るのは村の喫緊の課題であるとそう位置づけまして、公園の測量設計を計上した経過がございます。

それが基本設計ということで今回ちょっと 逆戻りみたいな形になりましたけど、進めて いく上でどういう公園を作ったらいいのか、 もっと掘り下げて議論をすべきでないかとい うことがひとつございました。また、今空き 地になっているところがございます。支所の 横ですけど、空いたところの利活用について も検討すべきじゃないかとそういう声もござ いまして、具体的な測量設計についてはちょ っと見送りまして、今回その基本になるもの を支所長が申し上げましたようにワークショ ップ等で作り上げて、時間はちょっとかかり ますけど住民の意見を聞いた手作りの、手作 りと言いますか意見を反映した公園をトマム に作っていきたいと、そういう内容でござい ます。

議員ご指摘のように、本来であればはっきりとしたものでご説明申し上げるのが本筋でございますけど、当時は先ほど言いましたように若い人たちの流出ですとか、トマムの定

住対策とそういった喫緊の課題として捉えておりましたので、早い時期に測量設計をしたいということでご提案申し上げた経過がございます。当時の説明では議員ご指摘のように経験値からこれだけあれば測量設計できるということでご説明申し上げましたけど、その点についてはこちらの不手際といいますか、もうちょっと精査した形で今後進めてまいりたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長(相川繁治君) 4番、長谷川耿聰君。 ○4番(長谷川耿聰君) ただいまの説明に つきましては、3月議会の時に既に今村長申 し上げたことが説明されております。これだ けの大きな公園、私は公園をつくることに反 対しているわけではないんです。これだけ大 きな公園を作るのに不確定要素なものをもっ て議会に出すのは、非常に議会に対する失礼 な話ではないかと、もっとしっかりしたもの をもって出すべきだと。その時にいろいろな 論議の中からとにかく婦人の方々やなにかが 必要だし、アスレチックだとか水辺公園だと か日陰公園だとかいろいろと村長の説明が書 いてあります。

だからこれだけのものを作るのであればやっぱりきちっとした方向性がなくてはならないと、だからその方向性をもって議会に予算を出すと、それが今になってようやく動き出したと。9月の議会で補正予算で出したって間に合ったはずなんですよ。この予算が他に使えるはずなんですよ。そういうことを私は申しているんです。これにつきましては、私はここまで来てしまったらこれはどうしようもないのでこのまま執行するよりないと思うんですけど、これは本当に大変な問題だと思うし、これから議会に出すときにはきちっとした数字でもって挙げてもらいたいと。

それからもう1点は、この予算は今年保留 にして、どうですか、災害復旧か何かに使っ ては。そのへんもう一度村長説明願います。

〇議長(相川繁治君) 村長。

〇村長(中村 博君) 先ほど申し上げましたように、トマム地区の公園というのはやはり喫緊の課題でございまして、これは進めていかなければならないと考えております。また、トマム地区非常に大きな災害に見舞われましたけど、それは災害復旧で対応してまいりたいとそのように今進めているところです。以上です。

○議長(相川繁治君) 他に質疑ありません か

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって議案第6号は原案のとおり可決 しました。

◎日程第7 議案第7号

O議長(相川繁治君)日程第7、議案第7号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

〇4番(長谷川耿聰君) だんだん声が出るようになってきたので、もう一点だけ質問させていただきます。実は今回の国保の補正でございますが、歳入につきましては、補助金、国庫負担金繰入金、繰越金の3つでもって1330万円の歳入と、それに合わせて歳出につきましては主に総務費で167万3千円、療養給付費、これ病院代ですね、これにつきましては687万1千円、償還金及び還付加算金が475万6千円ということでございます。これを見ると、還付加算金につきましては毎年算定されておりますので増減があると思うんですけど、一過性のものだというふうに判断できるし、それからシステムの改修委託はこれも何回もやるものではないと判断されます。

そこで私が言いたいのは、国保会計で一番問題になるのは一般被保険者療養給付費の300万円の増と、それから一般被保険者高額療養費の387万1千円。これが国保財政に与える影響は非常に大きいと思います。そこで今回、これだけ補正予算増額になって補正を組んだんですけれども、今後の見通しとして担当の伊藤課長さんはどのような見通しを持ってあたるか。さらに療養給付費、それから高額療養費と増減についての見通し、これについてどのように考えられているか。その方向性をお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(相川繁治君) 保健福祉課長、伊藤 俊幸君。

○保健福祉課長(伊藤俊幸君) 長谷川議員 の質問にお答えしたいと思います。まず一般 被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療 養費についてでありますけれども、この増額 要因等と見てみますと、これにつきまして3 月診療分から6月診療分について調べてみた ところ、4月診療分においては保険者負担額 100万円を超えるものが2件、5月診療分に おいては保険者負担額100万円を超えるもの が2件、6月診療分においては400万円を超 えるものが1件ありました。病名等について は個人情報に関わることなので説明は省かせ ていただきたいと思いますけれども、病名等 から見まして突発性のもの、今回の療養費の 高騰については突発性のものかというふうに 考えております。7月診療報酬の支払いが今 月あったわけですけれども、それによると平 年並みの療養給付費に戻っておりますので、 今後状況を確認していきたいというふうに考 えております。以上です。

O議長(相川繁治君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、平成28年度占冠村国 民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の 件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第7号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8 号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計 補正予算、第4号の件を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって、討論を終わります。

これから議案第8号、平成28年度占冠村簡 易水道事業特別会計補正予算、第4号の件を 採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第8号は原案のとおり可 決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第9 号、平成28年度占冠村公共下水道事業特別会 計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、平成28年度占冠村公 共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件 を採決します。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第9号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第10 議案第10号

○議長(相川繁治君) 日程第10、議案第10 号、平成28年度占冠村介護保険特別会計補正 予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、平成28年度占冠村介 護保険特別会計補正予算、第1号の件を採決 します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第10号は原案のとおり可 決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分 再開 午後1時00分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会 議を開きます。

先ほどの議案第5号の訂正について、産業 建設課長より発言を求められておりますので その発言を許します。

産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 先ほど議案 第5号につきまして訂正した要旨を配布して おります。昨日議案第5号で占冠ヘリポート の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 を制定することについて、廃止理由を申し上 げたところでございますけれども、その中の 離着陸数は減少の一途をたどり、このことに ついて削除させていただきたいと思いますの でよろしくお願いいたします。

◎日程第11 認定第1号

○議長(相川繁治君) 日程第11、認定第1 号、平成27年度占冠村一般会計及び各特別会 計歳入歳出決算認定についての件を議題とし ます。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

〇総務課長(多田淳史君)それでは議案書77ページをお開きください。

認定第1号、平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、併せて提出した証拠書類とともに監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告がありましたのでその意見を付して議会の認定を求める。平成28年9月13日提出、占冠村長、中村博。

記以下の内容についてご説明をいたします。 1、平成27年度占冠村歳入歳出決算書、こちら別冊となっております。1ページ総括表から159ページ歯科診療所事業特別会計までとなっております。(1)一般会計と(2)から(8)までの7特別会計がございます。

2、平成27年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料についても同じく別冊となってお

ります。(1) 歳入歳出事項別明細書は、一般会計は9ページから、各特別会計については79ページから国民健康保険事業特別会計となっており、以降同様に記載をされております。

- (2) 実質収支に関する調書は、一般会計は73ページ、各特別会計についても98ページ 国民健康保険事業特別会計となっており、以 降各特別会計の最後のページに同様に記載されております。一般会計におきましては、繰 越明許費、繰越額が計上されております。
- (3) 財産に関する調書、(4) 基金等運 用状況調書は別綴りで1冊になっております。
- (5) 主要な施策の成果を説明する書類についても別冊となっております。
- 3、監査委員の意見書については平成28年 9月9日付けの文書の写しを別冊で配布して おります。

それでは決算書の内容をご説明いたします。 決算書1ページの総括表をお開きください。

決算額で申し上げます。一般会計、歳入24 億8010万6035円、歳出24億405万6227円、歳 入歳出差引金額7604万9808円。

国保会計、歳入1億7511万6434円、歳出1 億6541万6127円、歳入歳出差引金額970万307 円。

診療所会計、歳入8681万210円、歳出8540 万953円、歳入歳出差引金額140万9257円。

簡易水道会計、歳入 2 億5115万266円、歳 出 2 億4913万2005円、歳入歳出差引金額201 万8261円。

下水道会計、歳入1億450万6242円、歳出 1億36万2393円、歳入歳出差引金額414万 3849円。

介護会計、歳入1億761万8695円、歳出1億273万3822円、歳入歳出差引金額488万4873円。

後期高齢者医療会計、歳入1680万4683円、 歳出1605万3491円、歳入歳出差引金額75万 1192円。

歯科診療所会計、歳入2347万4619円、歳出 1999万4424円、歳入歳出差引金額348万195円。

総合計、歳入32億4558万7184円、歳出31億 4314万9442円、歳入歳出差引金額1億243万 7742円です。

以上、簡単ですが提案理由のご説明を終わらせていただきます。

〇議長(相川繁治君) お諮りします。

ただ今議題となっております平成27年度占 冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認 定についての件は、議長並びに議会選出監査 委員の山本敬介君を除く6人の委員をもって 構成する決算特別委員会を設置し、地方自治 法第98条第1項の検査権を付与してこれに付 託のうえ、閉会中の継続審査とすることにし たいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、認定第1号、平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員 長の互選を行ってください。

> 休憩 午後1時11分 再開 午後1時14分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引続き会議 を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中

の決算特別委員会において委員長及び副委員 長の互選が行われました。その結果の報告が 届きましたので報告します。

委員長に大谷元江君、副委員長に長谷川耿 聰君、以上のとおり互選された旨の報告があ りました。

◎日程第12 同意案第1号

O議長(相川繁治君) 日程第12、同意案第 1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同 意を求めることについての件を議題にします。 提案理由の説明を求めます。

村長。

〇村長(中村 博君) 同意案第1号、占冠 村教育委員会委員の任命につき同意を求める ことについて。下記の者を教育委員会委員に 任命したいので、地方教育行政の組織及び運 営に関する法律第4条第2項の規定により議 会の同意を求める。平成28年9月14日提出、 占冠村長、中村博。住所、占冠村字中トマム、 氏名、伊藤修。

伊藤修氏は、平成20年10月1日より占冠村教育委員会委員として本村の教育行政にご尽力をいただいております。この度、任期満了となりますが、法律で示しているとおり、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有しており、引き続き教育委員として任命しようとするものです。なお、任期は平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間となります。なお、同氏の経歴については裏面に記載してありますのでご参照願います。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 討論を省略します。

お諮りします。

ただ今議題となっております同意案第1号、 占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求 めることについての件は、これに同意するこ とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって同意案第1号、占冠村教育委員 会委員の任命につき同意を求めることについ ての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第13 意見書案第7号

〇議長(相川繁治君) 日程第13、意見書案第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

山本敬介君。

〇6番(山本敬介君) 意見書案第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。このことについて、読み上げて意見書を提出します。平成28年9月14日提出、提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同、五十嵐正雄。賛成者、同、木村一俊。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。本道の森林は全国森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に 利用して林業・木材産業の成長産業化を図る ことは、山村地域を中心とする雇用・所得の 拡大による地方創生にも大きく貢献するもの である。

このような中、道では、森林の公益的機能 の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向 け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業 基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や 路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設 の整備など、さまざまな取組みを進めてきた ところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1、「森林環境税(仮称)」等を早期に 創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効 利用など、森林吸収源対策を推進すること。 2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林 業・木材産業の振興と山村における雇用の安 定化を図るため、森林整備事業及び治山事業 の財源を十分かつ安定的に確保すること。3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業 の成長産業化を実現するため、地域の実情を 十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流 通、利用までの一体的な取り組みに対する支 援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見 書を提出する。平成28年9月14日、北海道勇 払郡占冠村議会議長、相川繁治。以上です。 審議のほどよろしくお願いします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

O議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 討論を省略します。

これから意見書案第7号、林業・木材産業 の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求 める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決され ました。

◎日程第14 意見書案第8号

〇議長(相川繁治君) 日程第14、意見書案 第8号、特別支援学校の「設置基準」策定を 求める意見書の件を議題とします。提案理由 の説明を求めます。

大谷元江君。

〇3番(大谷元江君) 意見書案第8号、特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書。このことについて、文書を述べさせていただきます。別紙のとおり意見書を提出します。平成28年9月14日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。 賛成者、同、佐野一紀。賛成者、同、長谷川耿聰。

特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書。全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数はこの10年間で3万6000人増えています(2015年文科省調査)。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解がすすみ、「一人ひとりに見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが拡がっていることがあります。一方学校建設はほとんどすすまず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康を

も脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるを得ない状況も生まれています。トイレの数さえ足りなくなり、待ちきれなくて失敗する子もあり、子どもの自尊心を傷つけています。

全国で不足している教室が、普通教室だけで3622教室(2015年)にのぼることが文科省調査で明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園 から小中学校、高校、大学、専門学校まです べてにある「設置基準」が特別支援学校だけ にないことです。「設置基準」というのは、 「学校を設置するのに必要な最低の基準」で あり、設置者はこの基準の「向上を図ること に努めなければならない」とされています。 小学校の「設置基準」では、12~18学級が 「標準とする」とされ、それ以上は「過大 校」という扱いになり、新たな学校建設や増 設が検討されます。ところが、特別支援学校 では80学級を超える学校があっても、普通教 室をカーテンで仕切ったり、特別教室をつぶ して普通教室に転用するなど、子どもと教職 員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進 んでいません。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を 実現するよう強く要請します。

記、1、「特別支援学校の設置基準」を策 定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見 書を提出する。平成28年9月14日、北海道勇 払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出 先、文部科学大臣。以上です。ご審議お願い します。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第8号、特別支援学校の 「設置基準」策定を求める意見書の件を採決 します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決され ました。

◎日程第15 議員派遣

〇議長(相川繁治君) 日程第15、議員派遣 の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきまして、お手元に配布 したとおりご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 よって議員派遣の件は、お手元に配布した とおり決定しました。

◎日程第16 閉会中の継続調査所管事務調査申出

〇議長(相川繁治君) 日程第16、閉会中の 継続調査所管事務調査申出の件を議題としま す。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長か

ら、会議規則第74条の規定により、お手元に 配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、 所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申出のとおり閉会中の継続調 査所管事務調査とすることにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、委員長から申出のとおり、閉 会中の継続調査所管事務調査とすることに決 定しました。

◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。本定 例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により 本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。 したがって、本定例会は、本日で閉会する ことに決定しました。

◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで、本日の会議 を閉じます。平成28年第3回占冠村議会定例 会を閉会します。

閉会 午後1時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 28年 10月 24日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

占冠村議会議員 山本敬介